

第2章 大洲市の歴史的風致の維持及び向上に関する方針

1. 大洲市の維持向上すべき歴史的風致

(1) 胱川と共生する人々のくらしにみる歴史的風致

大洲市の中央を流れる愛媛県最大の河川である肱川は、古来より洪水の多い川であり、肱川流域に住む人々のくらしはまさに水との戦いの歴史であった。そのため、肱川流域にはその歴史を物語る痕跡が数多く残されている。

肱川における洪水は、江戸時代の記録に残るものだけでも 70 回を数え、数年に一度は洪水が発生しており、肱川はまさに「暴れ川」と呼ぶにふさわしい川である。

そのため、大洲藩は、この「暴れ川」を治めるための様々な治水事業に取り組んでおり、11 代藩主加藤泰幹の頃（1826～1853）には、肱川本流と支流の矢落川が合流する付近の川幅が狭いため、慶雲寺山を削って川幅を広げるといった大規模な治水事業に着手している（『加藤家年譜』）。

また、肱川に見られる独特の治水施設に、「ナゲ」と呼ばれる冠水堤がある。これは川岸から細長い石積をやや下流側に向けて突き出させたもので、水の流れを変え、流勢を弱めて堤防を守る役割を持つものである。築造年代は明確ではないが、江戸時代前期の大洲藩 2 代藩主加藤泰興の頃（1623～1674）に石垣施工の名人である反田八郎兵衛に築かせたとされている（『大洲市誌』）。

ナゲは、現在でも上流の菅田地区から下流の長浜地区の範囲に数ヶ所が残されている。特に最大級のものは、大洲城のやや上流に見られる「渡場のナゲ」と呼ばれるものであり、長さ 40m、幅 5m、水面上の高さ 1.5m の大きさである。

このナゲは、川の流れを変え大洲城の背面に深渕を形成させる役割として設置されたもので、城下に深渕を保つことで北側から攻めて来る敵への防御に重要な



古絵図に描かれた渡場のナゲ（文化 6 年）



渡場のナゲ

役割を果たしたとされている。また、ナゲの下流側に形成された流れのない入江状の空間は、街道を繋ぐ船渡しの船の係留する場所や荷揚げ場などに利用されていた。

また、ナゲと並ぶ治水事業の一つに肱川の両岸に造営された防水林がある。川に近いところからホテイチク、マダケが植えられ、さらに防水林の強度を保つためにエノキが混植された。エノキは根張りが強く護岸を固める樹木であったため洪水時に破堤を防ぐ役割を持ち、竹藪は洪水時に流れ込む流木やゴミなどを防ぐためのフィルター的な役割を果たした。

「御用藪」、「藩用藪」と呼ばれていることから、大洲藩（1617～1870）により造成されたものとされている（『大洲市誌』）。

現在もこの防水林は、上流の菅田地区から下流の大和地区的広い範囲にかけて残されており、中でも柚木地区のものはその形態を良く留めていることから、エノキ樹叢として市の天然記念物に指定されている。

しかし、こういった治水事業をもってしても、ひとたび洪水が生じれば田畠には多量の水と同時に多量の土砂が流入し、その都度、田畠の境界は不明瞭となり、土地の境界をめぐる騒動を引き起す原因となった。そのため、洪水後においても土地の境界が明らかになるように植えられたのが「境木」と呼ばれるものである。マサキ、ヤナギ、ボケなどの樹木を一定の間隔で植えたもので、現在でも五郎地区や若宮地区の畠地の中に点在する境木を見ることができる。

このような肱川流域に残された治水の痕跡は、暴れ川として的一面をもつ肱川とともに暮らしてきた人々の生活の知恵を今に伝えるものであり、堤防整備が進んだ現代においてもかつて洪水多発地帯であった名残を今に伝えるものである。



肱川沿いに残る防水林



五郎地区に残る境木

肱川はこうした暴れ川としての側面がある一方で、数多くの恵みも育んできた川であり、その中でも特に有名なものが鮎である。肱川の鮎は江戸時代より大洲藩の数多くある特産品の中でも、特に季節ごとに藩が将軍へ献上する時献上^{ときげんじょう}にも選ばれた大洲藩の代表的な特産物であった（『加藤家年譜』）。そのため、藩では領民による乱漁などを厳しく管理するために、肱川上流域の鹿野川^{かのがわ}に鮎目付を配置するほどで、鮎が藩にとって重要な産物であったことを窺い知ることができる。

江戸時代には保存がきくよう焼鮎にされたものが献上されたが、現在でも本町2丁目にある「植田食品本舗」では、その伝統を受け継ぎ焼鮎の製造を手がけている。また、鮎を使ったあめ焼き（甘露煮）なども当地方の名物料理として今日でも市内の料理店で味わうことができる。

こうした鮎の漁法について、肱川流域では、江戸時代から「瀬張り漁」と呼ばれる独特の漁法が受け継がれている。

元文2年（1737）には、大雨で瀬張りが切れ、鮎が逃げ出したため肱川流域の川漁を停止するよう布達した大洲藩の記録がみられる（『元文日録』）。

この漁法は、川幅いっぱいに瀬張り竹と呼ばれる5cmほどに割った竹杭を等間隔に打ち込み、竹杭間に藁で編んだしめ縄を張って鮎の行く手を阻むもので、この縄に驚いて回避する鮎を投網により捕獲するという伝統的な漁法である。「落ち鮎」となる晩夏から初秋にかけて行われるもので、盛漁期には肱川の下流域から上流域のいたるところに瀬張りが張られ、この時期の風物詩となっている。

さらに、下流域に発生する青海苔なども肱川の代表的な恵みの一つである。春先になると、大潮で水位が下がった下流域には、河原石に青海苔が付着し一面濃緑に覆われた光景が出現する。この青海苔は江戸時代中期に



焼鮎



瀬張り漁

発刊された『大洲秘録』に長浜地区の特産物として挙げられているもので、現在でも大潮の日には大和地区を中心に採取されている。採取された青海苔は家の庭先などで「あおさ干し」と呼ばれる天日乾燥がなされて出荷されている。

青海苔によって一面濃緑色に染まった肱川とそれを採る海苔漁、そしてあおさ干しが行われるその光景は、肱川下流域の春先の風景として江戸時代から現在まで受け継がれている。

このように多くの恵みをもたらし、時として暴れ川としての厳しい一面を見せる肱川に対して、流域に暮らす人々は肱川が創り出す自然の美しさを見出しながら、肱川の気候風土を生かした四季折々の伝統的な活動を通してひと時の楽しみに興じた。

中でも毎年、8月3日と4日の両日に大洲城下の肱川を舞台に開催される「川まつり花火大会」は肱川流域で最大の伝統的な活動として見ることができる。もともとこの祭りは、旧暦7月17日の渡場のナゲ付近にある弁財天と同18日の住吉社で行われた2日続きの祭りに始まりがある。

この2社は、川や水に関わる神社であり、特に住吉社の住吉三神は、江戸時代中期頃京都の住吉神社より勧請されたと伝えられ、氾濫を繰り返す肱川の守り神として祀られている。

また、弁財天は、街道を挟んだ肱川の上下2か所に分かれて存在し、地元では「上の弁天様」、「下の弁天様」と呼ばれている。



あおさ干し



川まつり花火大会



天保11年(1840)銘の鳥居が現存する
住吉社

上の弁財天は、別名「盲目弁天」とも呼ばれ、地元の按摩師が集う信仰の対象となっていたと伝えられており、大洲藩 6 代藩主加藤泰衡（1745～1784）が書いた扁額が社殿に掲げられている。現在の社殿は、国指定文化財の臥龍山荘を建築した棟梁の中野寅雄（1870～1935）によって大正時代に建築されたものである。



加藤泰衡書の扁額が掲げられた「上の弁財天」



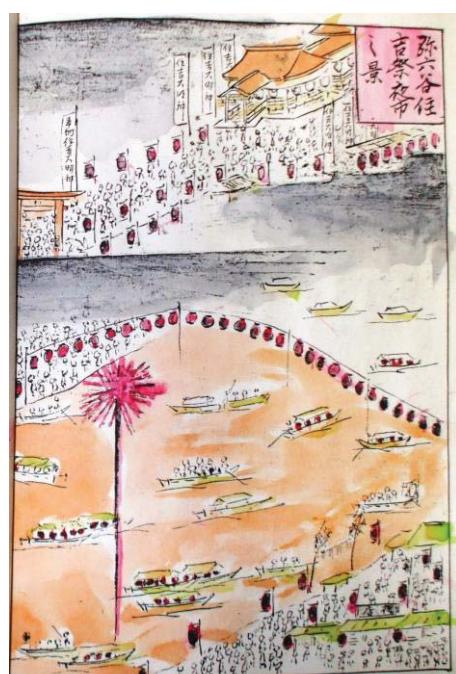
下の弁財天内に掲げられている加藤泰衡書の扁額

また、下の弁財天は、別名「弁財天堂」と呼ばれており、大洲藩初代藩主加藤貞泰が大洲へ入封した際、大洲城の鬼門除けとして建立され、渡場にあった正覚院の境内に金比羅大明神とともに祀られた。この正覚院は、大洲藩の加持祈祷を勤めたり、藩内の修験者の総取締を勤めたりした寺院であり、幕末から明治頃に描かれた『大洲名所図絵』には弁財天と金比羅大明神が境内に祀られている姿を見ることができるが、現在は下の弁財天に全てが合祀されている。下の弁財天の境内には、正徳 3 年（1713）に京都海老屋内保良より寄進された手水鉢なども残されている。

この弁財天と同じ境内で祭られた金比羅大明神は、全国的に海上交通の守り神として信仰されているもので、河川交通が主流であった肱川において川舟の航行の守り神として勧請されたと考えられる。

下の弁財天内には加藤泰衡が書いた「金比羅大明神」の扁額が掲げられており、藩主が弁財天や金比羅大明神を信仰していたことを窺うことができる。

このように信仰されてきた住吉神社と弁財天の 2 つの祭りは、いずれも肱川流域に住む人々の生活の一部であった川舟の航行の安全を祈願する祭りとして始められた。『大洲名所図絵』には、肱川に多くの屋形舟が繰り出し、住吉社の参道や



『大洲名所図絵』に描かれた住吉祭
(大洲市立図書館蔵)

川岸が多くの見物客で賑わう中、祭りの名物として花火が打ち上げられる住吉祭の様子が描かれている。

これらの祭りは、元来肱川での安全祈願のために始められたものであったが、昭和 10 年(1935)発行の『大洲案内』の中では、弁財天の花火を大洲の夏を彩る行事として広く紹介しており、弁財天や住吉社の祭りが大洲を代表する夏の祭りとして捉えられ始めたことが窺われる。

現在の「川まつり花火大会」は、戦後の昭和 23 年(1948)から 2 つの祭りを観光に結びつけた「川まつり」として発展させたものであるが、今でもかつての祭りの名残として 2 日続けて花火が打ち上げられている。

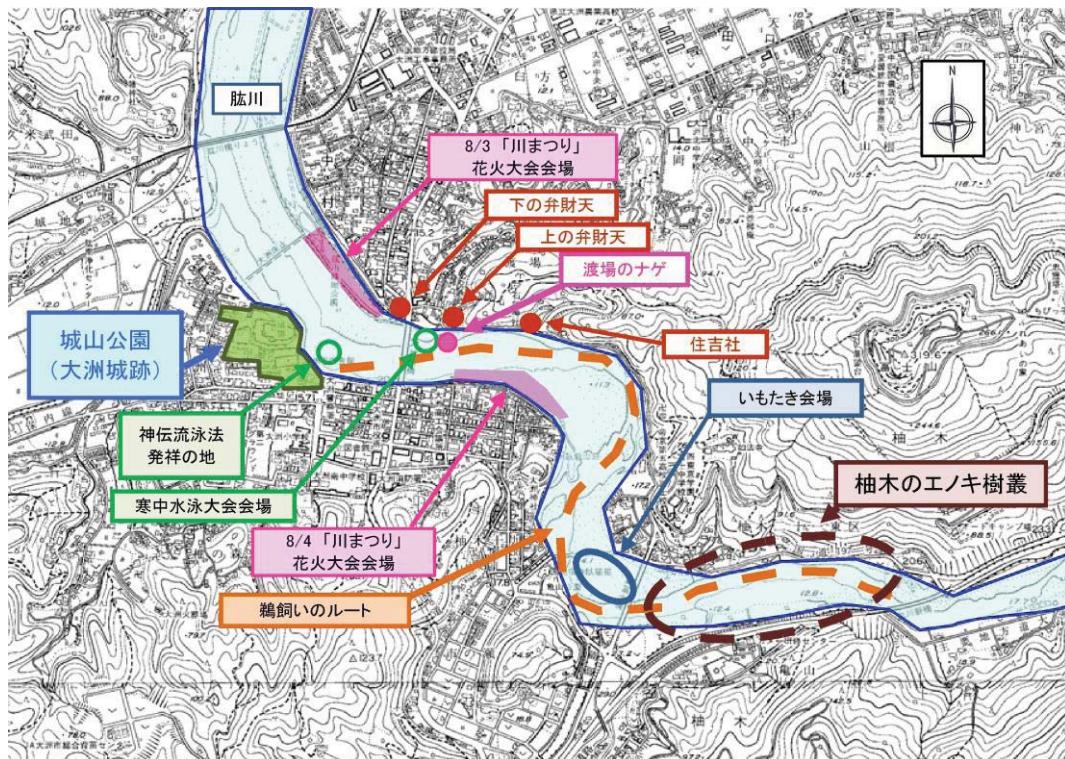
今日においても、肱川には多くの屋形舟が繰り出し、川岸には多くの見物客が陣取って川面に映える花火とこだまする轟音に興じているその姿は往時と変わらぬ賑わいを感じさせる。



『大洲案内』に紹介された
弁財天祭の花火（昭和 10 年）



屋形舟で楽しむ弁財天祭
の花火（平成 22 年）



肱南・肱北地区の肱川でみられる歴史的な建造物と活動の位置図

また、夏から初秋にかけては、肱川の特産品である鮎を捕獲する伝統的な漁法の「鵜飼い」が行われ、毎夜、鵜飼い見物の遊覧船が肱川を彩っている。鵜飼いに関する記述の初見は、内子の町家高橋家の記録である『君命録』に、江戸時代後期 10 代藩主加藤泰済の頃、宇和島藩領野村の緒方源治から 2 羽の鵜の献上を受け、川漁の際に同行させたことが記されている。そして、その川漁の際、突然紛れ込んできた野生の鵜 1 羽を捕まえ漁を行ったところ、この野生の鵜の方が昼夜を問わず鮎を捕ったことから、川漁の際にはこの鵜を毎回連れて行くようになったと伝えられている。

現在の鵜飼いは、昭和 30 年 (1955) から岐阜長良川の鵜飼を参考に観光事業の一環として再興されたものではあるが、肱川両岸の自然景観を鑑賞しながら鵜飼い見物に興じて大洲城下の着船場まで遊覧する光景は、かつて藩主が興じた川遊びを彷彿とさせるもので情緒あふれるものである。

この鵜飼いが終わりを告げる初秋、肱川の河原では肱川名物として知られる「いもたき」が行われ始める。「いもたき」は、庶民の間で行われてき



鵜飼い

た伝統的な風習で、河原において大勢で大洲名産の夏芋を炊いた大鍋を囲むものである。現在は愛媛県下の多くの河川敷で行われているが、大洲が発祥の地とされている。

この風習がいつ頃始まったのかは明確ではないが江戸時代から続くとされ、かつては、中秋の名月の頃に仲間と鍋を囲んで酒を酌み交わしながら名月を満喫し、稲の取り入れ前の楽しいひと時を過ごしたとされている。

俳人で大洲にゆかりのある松根東洋^{まつねとうようじょう}城は、次のような句を残している。

「芋鍋の煮ゆるや秋の音しづか」

大正7年(1918)に大洲で吟詠されたもので、いもたきが継続して盛んに行なわれていたことを示すものである。

毎年8月下旬、大洲のいもたきの開幕を告げる「初煮会」が盛大に行われると、肱川の河原を座敷として大洲名産の夏芋を炊いた大鍋を囲む光景が毎夜のようにくり広げられ、当地方の初秋の風物詩となっている。

冬場には毎年1月の成人の日に渡場のナゲを舞台に寒中水泳が行われている。これは肱川で生まれた伝統泳法「神伝流」を今に伝える主馬神伝流保存会が主催しているもので、甲冑姿の泳者が威勢のいい掛け声を發して剣を舞わせながら伝統泳法を披露している。その光景は、まさに肱川において武士が鍛錬を重ねた江戸時代の光景をイメージさせるものである。

神伝流は、現在国内に残る古式泳法12流派の一つに数えられるもので、「大洲神伝流泳法」として愛媛県の無形文化財に指定されている。大洲藩初代藩主加藤貞泰^{さだやす}の従兄弟にあたる重臣加藤主馬光尚^{かとうしゅめみつなお}によって、江戸時代初期に肱川で創設された泳法で、神伝主馬流と称され藩士の武術として大洲藩に代々伝えられた泳法である。その後、江戸時代後期に松山藩へと伝えられると全国へと広まることとなった。基本的に敵と戦うための泳法であるため常に前方を凝視した泳ぎ方であり、水流などの環境に応じた種々の泳ぎ方があ



肱川の河原で行われる「いもたき」の様子



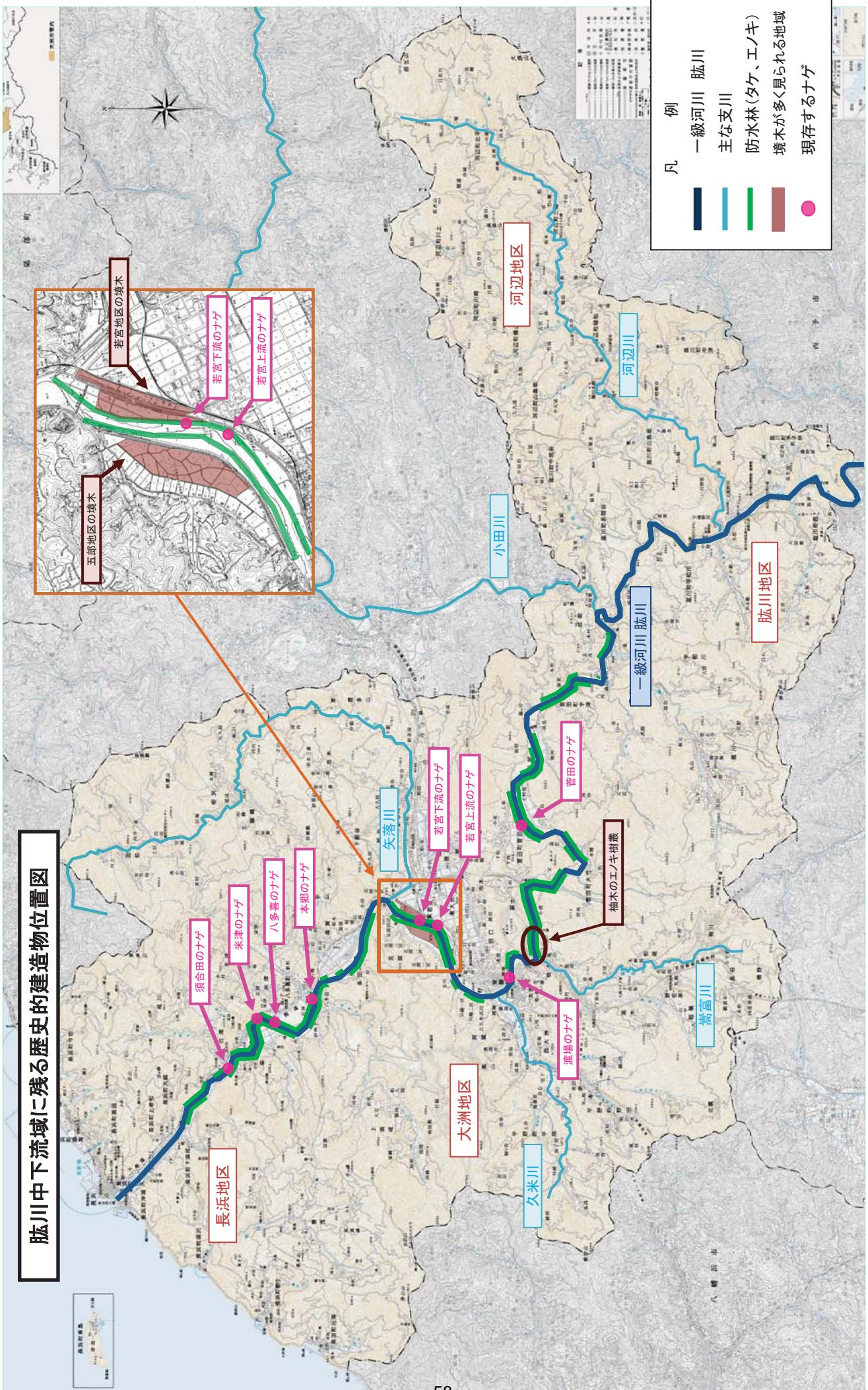
大鍋で煮込まれる「いもたき」

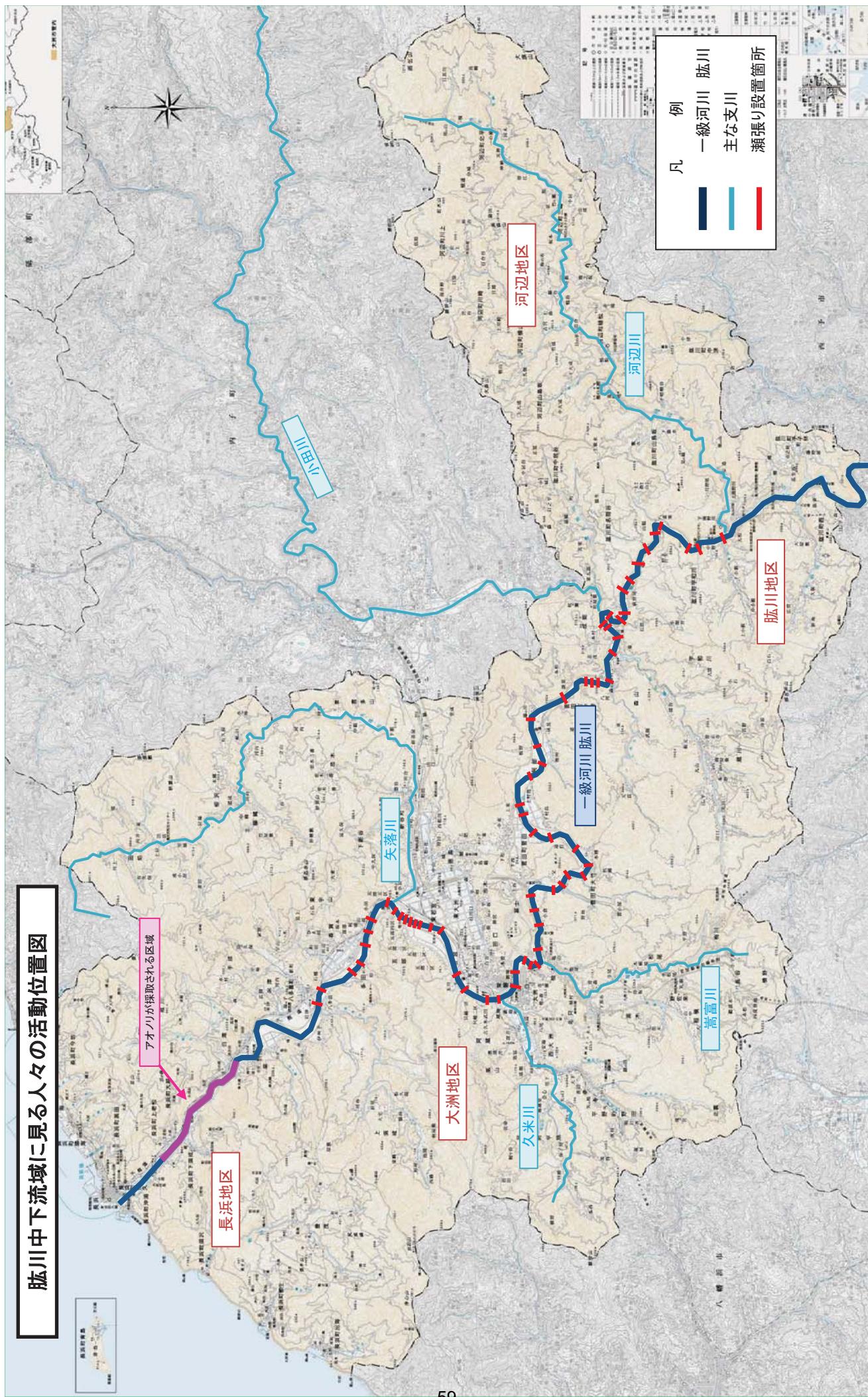
るが、足で半円形を描くように立ち泳ぎする扇足あおりあしなどが特徴である。現在、主馬神伝流保存会が泳法を伝承し、寒中水泳のほか肱川で水泳教室を開催するなど、その普及と後継者の育成に努めている。

こうした四季を通して肱川を舞台に行われる伝統的な祭りや行事は、肱川流域に暮らす人々の生活と川が密接に関係してきたことを物語っている。そして、多くの恵みをもたらす一方で、時として暴雨川と化す肱川に対して、流域に住む人々は知恵と工夫によって上手に寄り添いながら暮らしてきた。こうした歴史が、肱川流域に独特の景観を生み出し、大洲ならではの風土をつくりあげる大きな要因になったといえる。



ナゲを背景に泳法を披露する
神伝流の泳者





(2) 城下町と御神幸行列にみる歴史的風致

現在、大洲城下町の面影を色濃く残す肱南地区には、江戸時代から継承されている伝統的な行事がある。地元では「お成り」と呼ばれ親しまれている大洲藩総鎮守の八幡神社の御神幸行列である。

この御神幸行列の起点となる八幡神社は、大洲城の北西に位置する小高い丘の上に位置し、中世の頃から宇都宮氏の崇敬を集めて以来、大洲城主の藤堂高虎、脇坂安治からも社地の寄進を受け、代々の領主から重要視された神社である。特に加藤家が大洲藩主になつて以降は、大洲藩領内の総鎮守と定められ、重要な神社に位置付け

られた。それは、社殿や祭典に関わる社費一切が藩費でまかなわれる以外に、寛延3年(1750)には6代藩主加藤泰衡が領内で発生した農民騒動の鎮静を祈願して神剣を奉納するなど、藩政や藩主に関わる重要な祭事が行われていることからも窺われる。

現在の社殿は、慶安元年(1648)の火災によって焼失したものを、元禄11年(1698)に再建したものである。本殿は三間社流造の形式をとっており、全体的には和様の建築様式を取りながら、妻飾の形式・組物・虹梁・木鼻などには唐様を取り入れるなど装飾に富んだ手法をみせており、江戸時代前期の地方的特色をもった桧皮葺の流れ造り建築の技法を見る上で貴重な建築物であることから、大洲市指定有形文化財に指定されている。

この八幡神社で行われる御神幸行列で使用されている楯の裏書には、寛保2年(1742)に八幡神社神主兵頭守敬が神楯8枚を作製し、その神楯を以て大洲藩5代藩主加藤泰温を護り、武名永耀を祈ると記されている。このことから、江戸時代中期頃には既に祭礼が実施されていたことが分かるほか、少なくとも藩主加藤家の武運長久などの諸祈願に祭礼が関わっていたことを知ることができる。



御神幸行列の全景



八幡神社の社殿

また、寛政 8 年（1796）には、加藤家の祖加藤光泰の忌日行事に合わせるように祭礼日を 9 月 1 日に変更している（『加藤家年譜中泰済』）。これは八幡神社の祭礼を、毎年加藤家の菩提寺で行われている光泰の法要に関連付けようとしたもので、従来八幡神社の祭礼としてあった御神幸行列が加藤家の祖である光泰を崇敬する祭礼の一環に位置付けられたことを窺うことができる。

さらに、文政 3 年（1820）には光泰と藤原家の祖藤原鎌足の神靈を祀る三祖社（現存）^{みそやのやしろ}が八幡神社境内に造営され、祭礼当日は藩主自らが八幡神社や三祖社を参拝するなど、八幡神社の祭礼が加藤家の祖神と深い関わりの中で実施されてきたことを知ることができる。

大洲藩が八幡神社と藩祖光泰を関連付け始めたのは江戸時代後期、10 代藩主加藤泰済の代に当たる。加藤泰済は天明 7 年（1787）父である 9 代藩主加藤泰候^{やすとき}が急死したこと、わずか 4 歳で藩主となった。幼少の藩主にとって旧来の家臣である譜代家臣との関係は特に希薄であるため、藩では藩主の権威の強化を図り、家臣及び領内の支配強化を行うめには、加藤家の祖として崇敬されている光泰の顕彰を必要とした。

そのため、藩では光泰の顕彰を積極的に行い、藩の庇護下にあった八幡神社の祭礼などを光泰に結び付けるほか、神社敷地内に社殿を設け光泰と藤原鎌足を同じ社殿に祀った。この加藤家の祖と藤原家の祖を相殿することは、藩主加藤家が藤原家につながる由緒ある正当な家柄であることを家臣及び領民に対して表明し、藩主の権威強化を図ろうとしたものである。

そのため、藩では藩祖と藤原家の祖を祭祀した三祖社が完成すると、家臣だけでなく領民にまでも参拝を許可していることからも広く藩祖の威光を広めようとしたことが窺われる。

また、それは行列に使用される神輿に天皇家の桐紋や八幡神社の巴紋だけでなく、加藤家の家紋である上り藤が使用されていることにも表れている。



3 つの家紋が入った神輿



桐紋と巴紋



加藤家の家紋

このように八幡神社の祭礼と大洲藩主加藤家の先祖崇拜が深く結びつくことで、厳格で格式の高い祭礼の一つとして位置付けられた御神幸行列は、江戸時代には黒鳥毛長柄25本、旗20流、弓20張、鳥銃10丁、粧馬2匹、鋒8本、小鋒8本、楯（黒漆金紋巴）8枚、女巫2人、男巫20人、神輿3台などを組織し、藩士と氏子である各村からの供奉も交えて約500名にも及ぶ大行列を誇っていた。

現在でも、八幡神社の氏子や地元の久米地区を初め、小・中学生など約200名が行列に参加し、江戸時代とほぼ同様の構成により巡幸が行われている。

特に、行列の中でも先頭に陣取る御長柄は地元の久米地区、3体の神輿は北只、柳沢、上須戒地区などとそれぞれ地区の役目が決められており、これらの役目には地区以外の住民は参加できないしきたりが厳格に守られている。

さらに、行列の中心的存在である御長柄については、江戸時代から続く太鼓のリズムに合わせた独特的の歩調で進む形態が今なお守られており、伝統的な祭礼としての風格を漂わせている。

かつて行列を迎える町人は、行列が通る道に用意した洗砂を敷いて道を清めたほか、行列を横切ることさえもできないほど非常に格式の高い祭礼であった。現在でもその名残は残っており、行列を横切ったり、行列よりも高い位置から見物することをはばかる市民や、手を合わせて行列の通過を見守る

表 御神幸行列の順列

順番	役名	人数	順番	役名	人数
1	先頭	1	18	祝文	1
2	御先払	2	19	賽錢唐櫃	2
3	鼻長	1	20	御太刀	1
4	御長柄	16	21	御翳	2
5	太鼓	3	22	鳳輦（御輿）	14
6	有的	1	23	車（馬の代用）	
7	御弓	8	24	賽錢唐櫃	2
8	薙刀	1	25	御太刀	1
9	小矛	5	26	御翳	2
10	真榊	8	27	鳳輦（御輿）	14
11	御幡	32	28	車（馬の代用）	
12	大矛	32	29	賽錢唐櫃	2
13	御楯	16	30	御太刀	1
14	太鼓	3	31	御翳	2
15	御飾弓矢	2	32	鳳輦（御輿）	14
16	発向弓 生矢	1	33	車（馬の代用）	宮司
17	奉幣	2	34	神職供	4



昭和40年代の御神幸行列の風景

市民は数多く、かつての格式高い祭礼としての崇高さを保持しながら巡幸している。

御神幸行列が巡幸するルートは、この肱南・肱北の両地区に設けられた御旅所を巡るもので、江戸時代においては八幡神社から対岸の肱北地区にある御旅所の離宮へ舟で向かい、離宮から肱南地区へと巡幸するものであった。そのルートも藩の支配体制が強くなるにつれ少しづつ変化を遂げ、天明8年(1788)、10代藩主加藤泰済の時には離宮を発した行列は河原を通行して肱南地区へと巡幸していたものを、中村にある武家屋敷前を通行するルートへと変更されている(『加藤家年譜中泰済』)。このルートの変更は、御神幸行列が武家屋敷前を通行することで、領民だけでなく家臣に対してもこの祭礼に藩が大きく関連していることを表明しようとしたものと考えられている。

こうした御神幸行列を行う八幡神社の祭礼は2日続けて行われており、現在は、秋季例祭を毎年11月1日とし、この日に神社の神靈を3台の神輿へと移す神事を行っている。そして、翌日の御神幸祭の日にかけて城下町だった肱南・肱北地区への巡幸が行われる。

この御神幸祭の一日は、まず行列に供奉する人々の身支度から始まり、早朝より神社にて身支度を整えた人々は、八幡神社の麓にて神輿の宮出しを待つ。10時30分、神輿の宮出しが行われ待機している行列に加わると、11時頃御長柄を先頭に地元久米地区を出発し、城下町の町並が残る肱南地区を経由し、肱北地区の御旅所である総社宮へと巡幸する。

総社宮では神事と鈴神楽の奉納が行われ、その後は再び肱南地区を巡幸し、肱南地区の御旅所へと向かう。肱南地区の御旅所では、浦安の舞、鈴神楽、獅子舞が奉納され、16時20分に神輿の宮入りが行われ、全日程が終了する。



神輿の宮出し

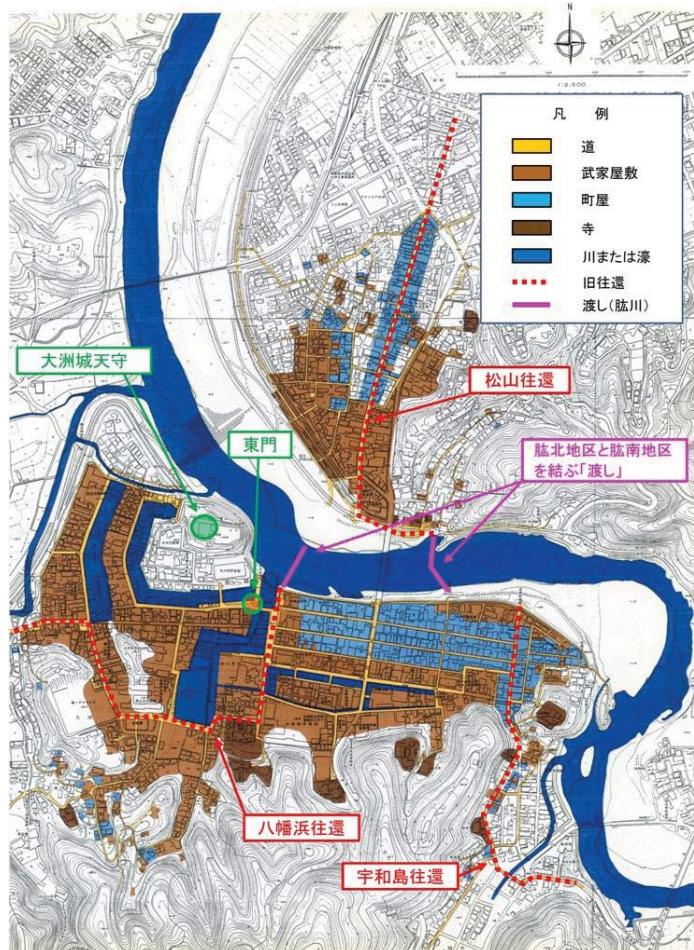
11月1日	<ul style="list-style-type: none">八幡宮の社殿にて、例祭を執り行う。鳳輦型御輿に神靈を移す。
11月2日	<ul style="list-style-type: none">神幸祭を執り行う。 9時00分 神社に集合し、身支度を整える。 10時30分 「宮出し」を開始する。12時40分 御旅所である総社宮に到着。神事と「鈴神楽」が奉納される。14時50分 御旅所である二の丸大手門付近に到着。神事と「浦安の舞」、「鈴神楽」、「獅子舞」が奉納される。16時20分 「宮入り」を行う。

この御神幸行列の巡幸の舞台となる大洲の城下町は、肱川を挟んで南側（左岸側）の肱南地区と、北側（右岸側）の肱北地区に分かれて展開している。

この城下町の形成については、慶長 10 年（1605）の書状から藤堂高虎によって塩の売買を行う町が肱南地区に整備されたことが窺われる（『塩屋町創成褒状』）、また、正保年間（1645～1648）に幕府へ提出した城絵図には肱南地区とともに、肱北地区の城下町が描かれていることから、少なくとも江戸時代前期にはすでに肱川を挟んだ南側と北側に城下町が別れて形成されていたことが窺われる。（『正保城絵図「伊予国大洲城之図」』）

肱北地区では、大洲城の対岸に武家屋敷地を配し、その背後には往還沿いに町人地を配した南北方向に縦長の城下町を形成している。川沿いは肱南地区のような高石垣ではなく防水林で囲われるのみであった。

肱南地区は、主に大洲城の周囲と山手側に武家屋敷地を配し、川沿いには町人地を配した東西方向に横長の城下町を形成している。川沿いには洪水から町を守るために河川護岸が高石垣で築かれ、町家から肱川へは石垣の所々に設けられた「雁木」と呼ばれる石階段で簡単に降りることができた。肱南地区は間口が狭く奥行きが長い短冊状の町割りで整然と区画され、武家屋敷地にはカギ路や T



大洲城下町における町割



昭和 30 年代の城下町
(上空東側から見た肱南地区)

字路などが配された。また、町人地は通りに面した屋敷同士が一つの町として区画され、現在でも本町、中町、裏町(現末広町)、塩屋町(志保町)などの町名とともに家裏には当時の境界溝などが良く残っている。

こうした2つの地区の中で特に城下町の風情を残すのが肱南地区であり、「おはなはん通り」やその周辺の通りには白壁やなまこ壁の土蔵など町家の建造物が良く残っており、巡幸ルート沿いにも、歴史的に価値の高い建造物が数多く所在している。

このうち、中町3丁目内には、「ひらぢ屋」、「村田家住宅」、「磯崎家住宅」がある。「ひらぢ屋」は、江戸時代後期から現在に至るまで現在の場所で提灯の製造を続けている老舗で、現在の店舗は明治時代から昭和時代初期頃に建築された切妻平入造の建物である。製造している提灯は、「高張提灯」と呼ばれるもので、かつては家紋や屋号などの文字が書きこまれ、寺社や役所の門前、町家の店頭などに高く掲げて門灯として使用されていたものである。現在でも社寺の祭礼などで重宝されており、八幡神社の祭礼でもこの提灯が使用されている。

「村田家住宅」は、江戸時代「ますだ屋」の屋号で呉服屋を営んでいた商家である。棟札から嘉永4年(1852)に建築されたことがわかるこの建物は、1階が真壁造、2階が漆喰で塗籠められた切妻造りの建物で、江戸時代の町家の姿を今に伝えている。

その村田家と道を挟んだ斜め向かいにある「磯崎家住宅」は、元々は呉服屋を営んでいたと伝えられる商家で、昭和49年頃からは、お茶の販売店となった。明治41年に建築された建物の外観は、村田家住宅と同じように1階が真壁造、2階漆喰で塗籠められている。

志保町通りに面し、本町三丁目の突き当たりにある「今岡家住宅」は、江戸時代「出渕屋」の屋号を持つ商家で、明治26年(1893)に比地町で製糸業を始めた。現在の建物は、大正期に建築された切妻造りの建物である。



肱川に面した高石垣と雁木（大正頃）

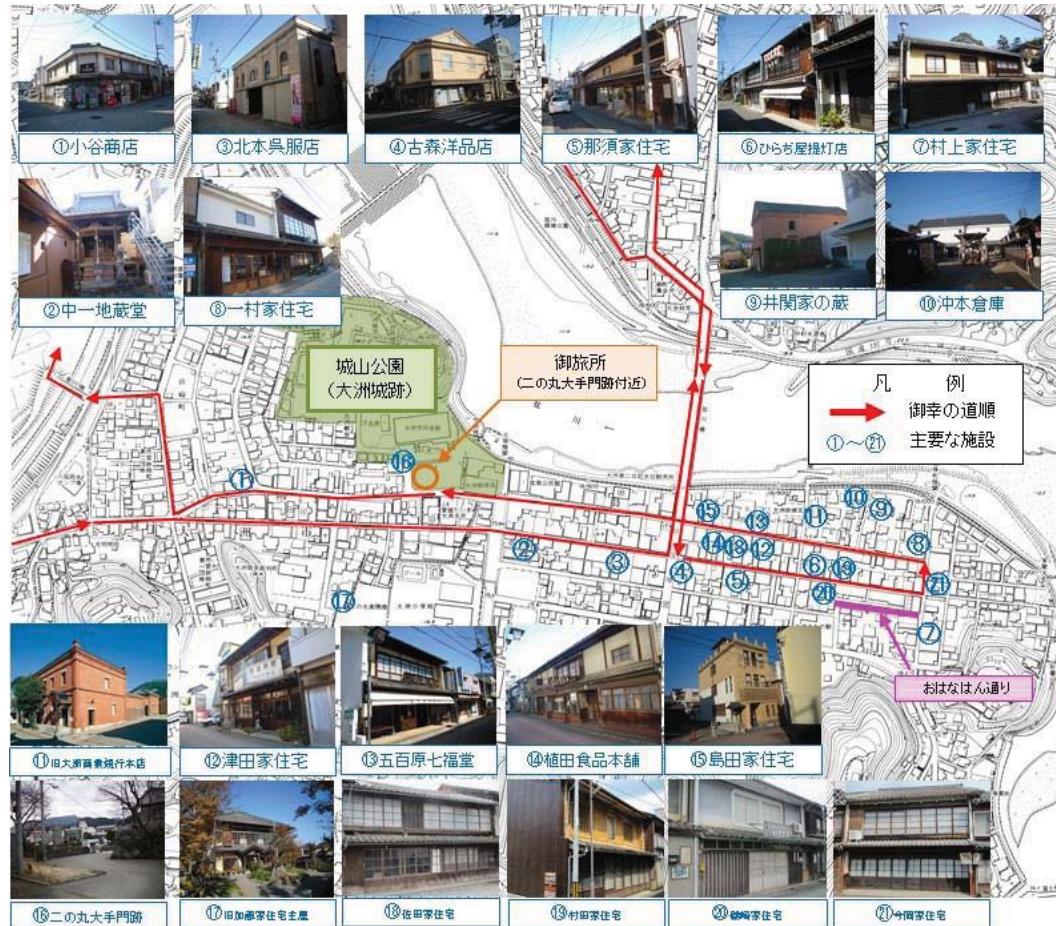


五百原七福堂

また、本町2丁目にある「五百原七福堂」は、江戸時代には「五百木屋」の屋号を名乗った商家で、明治6年(1873)頃から受け継がれた五色練羊羹を昔ながらの製法により製造している菓子店である。現在の店舗は大正9年(1920)に建築された切妻平入造の建物である。その「五百原七福堂」の斜め向かいにある「佐田家住宅」は、「ふろくや」の屋号で小間物店を営んでいた商家で、現在の建物は、江戸時代末期に建築されたものである。

こうした江戸時代の町家の形態を引き継ぐ軒が低く切妻平入造の伝統的な建物と、明治時代以降に木蝋・製糸業などの近代産業の隆盛によって、建築された西洋的な建造物が混在しながら残っているのも大洲の城下町の特徴である。西洋的な建造物では、大洲市指定有形文化財の「旧大洲商業銀行本店」(現「おおず赤煉瓦館」)が代表的なもので、養蚕・製糸業の中心となる銀行として明治34年(1901)に建築された煉瓦造りの建物で、明治時代に養蚕・製糸業で繁栄した大洲の盛況ぶりを示す象徴的な建造物である。このほかに、中町1丁目にある大正時代末期～昭和時代初期建築の「旧愛媛無尽株式会社八幡浜支店大洲出張所(北本呉服店)」や、中町2丁目にある昭和10年(1935)建築の「古森洋品店」などを初めとする西洋的な建築物が、城下町の所々に見られる。

御神幸行列のルート沿いにある歴史的な建造物の位置図



こうした城下町の風情を留める肱南地区を巡幸した御神幸行列は、15時頃に巡幸の最後となる肱南地区的御旅所へと到着する。江戸時代における肱南地区的御旅所は、大洲城三の丸の東門と西門の2箇所に設けられており、東門から西門へのルートは藩主加藤家の菩提寺であり藩祖の加藤光泰を祀る龍護山曹渓院を経由することになる。

これは、城門という城郭への入口である重要な場所をお旅所とすることで、大洲城を崇敬の対象とするほか、行列のルート上に加藤家の菩提寺を含めることによって、城だけでなく加藤家までも崇敬の対象とし、この祭礼が藩にとって重要な祭礼であることを多くの人々に意識させるものとなったと考えられる。

かつて御旅所だった三の丸の東門と西門の建造物や石垣は失われ、往時の姿は見られなくなっているが、大洲城自体への崇敬は変わることなく、現在の御旅所は、二の丸大手門付近へと場所を変えて神事は続けられている。

この行列によって崇敬の対象とされた大洲藩主加藤家の菩提寺については、龍護山曹渓院ともう一つ富士山如法寺が存在する。如法寺は、寛文9年（1669）に大洲藩2代藩主の加藤泰興が盤珪永琢を開山に迎え、城下町の東の富士山中に創建した寺院である。境



「ひらぢ屋」の前を通る御長柄



総社宮（御旅所）での神事



二の丸大手門付近（御旅所）での神事



重要文化財「如法寺仏殿」

内には仏殿と禅堂を兼ねた珍しい形式の禅宗様仏殿が創建当初の形態をよく保ち、重要文化財となっているほか、加藤泰興ら7人の藩主が祀られている。

また、御神幸行列の最後のお旅所に位置する大洲城跡は、肱川中流域に位置する大洲盆地の肱川と久米川が合流する付近にあり、肱川に面した標高40m程度の小高い独立丘陵上に築かれた平山城である。丘陵上の本丸と二の丸を囲むように西・南面に三の丸を配した梯郭式の城郭である。東・西・南面は内堀と外堀の二重の堀で囲み、北面は肱川を天然の要害としている。

大洲城は、中世の喜多郡領主宇都宮氏により築かれた地蔵ヶ嶽城が前身とされ、秀吉による四国統一後の天正13年(1585)、入国した小早川隆景の城郭整理によって大洲城が存城とされると、その後城主となつた戸田、藤堂、脇坂氏によって徐々に近世城郭へと整備されたと考えられる。加藤氏が入封した江戸時代には、天守を含めて18の櫓が存在したとされている。明治時代になると城内のほとんどの建造物は取り壊され、明治21年(1888)には天守までも解体されるが、平成16年(2004)に木造による忠実な復元によって天守は再建されている。現在、本丸に台所櫓と高欄櫓、二の丸に苧綿櫓、三の丸に南隅櫓の再建時期の異なる4棟の櫓が本丸から三の丸にそれぞれ残存しており重要文化財に指定されている。このほか、二の丸の大手門付近には江戸時代に大洲城内の食糧庫に利用された下台所が残されており、愛媛県の有形文化財に指定されている。

三の丸には、旧大洲藩主加藤家



復元された大洲城天守
(天守の右側が台所櫓、左側が高欄櫓)



愛媛県指定有形文化財「大洲城下台所」

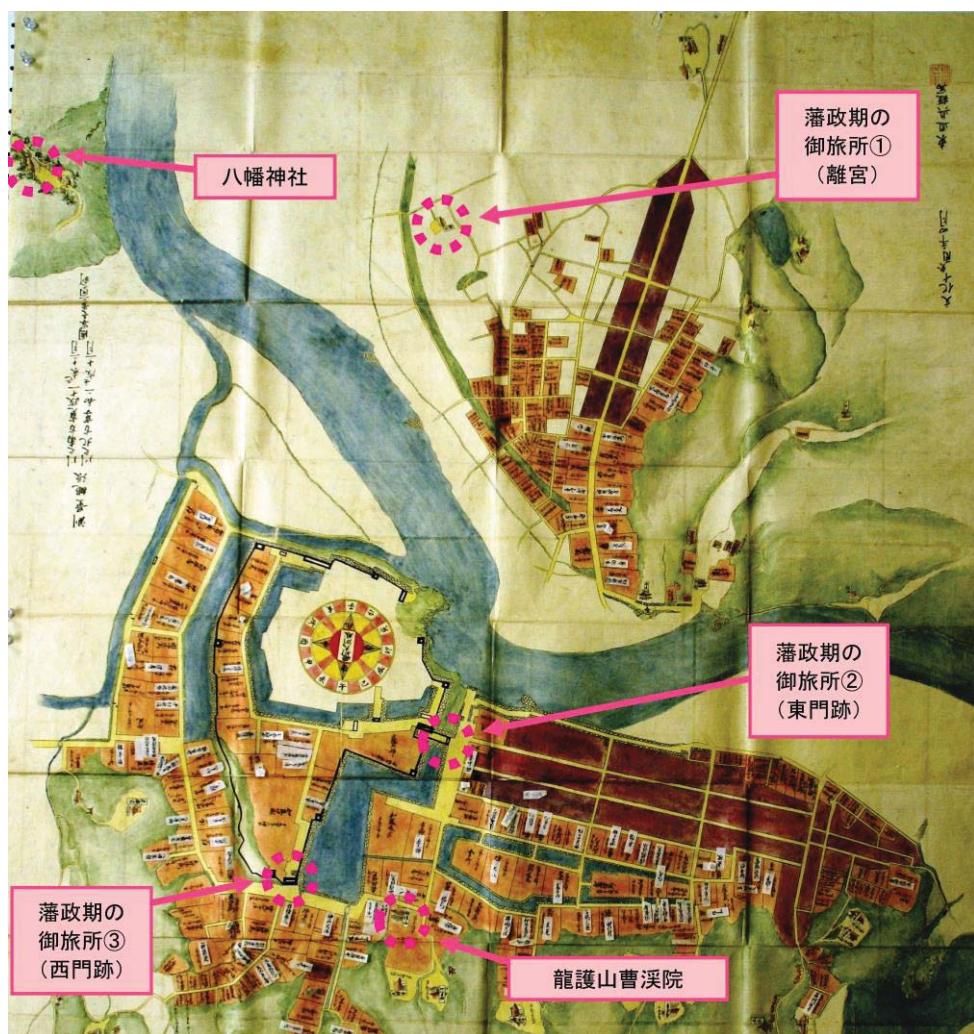


「お殿様公園」内にある「旧加藤家住宅主屋」

の末裔が大正 14 年(1925)に建築した「旧加藤家住宅主屋」が残存しており、旧大名家の住宅らしい格式高い特徴を随所に備えていることから国の登録有形文化財となっている。同じ敷地内には重要文化財の大洲城三の丸南隅櫓があり、現在「お殿様公園」として整備され一般公開されている。

こうした歴史的な建造物が残る城下町と大洲城近辺を巡幸した行列は、二の丸大手門附近での神事の後、八幡神社へと戻り、神輿の宮入りを行って御神幸祭は終了する。

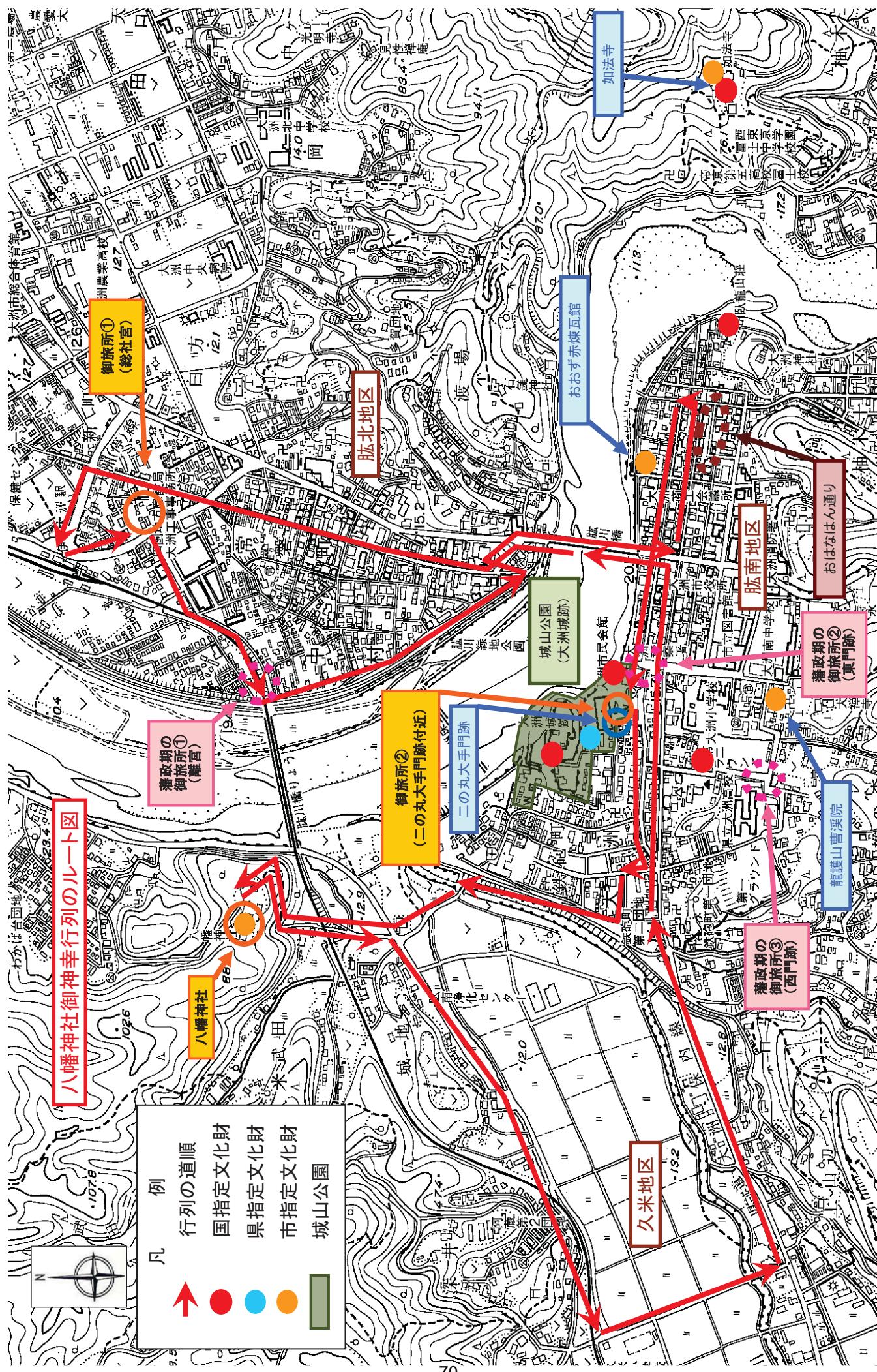
このように城下町を巡幸する行列の光景は、時代の変化の中でも時を超えて変わらぬ厳格さに満ち、城下町ならではの歴史の流れを感じとることができる。また、多くの市民によって支えられてきたこの行列は、城下町に住む人々にとって絶やすことのできない伝統行事として現在まで大切に引き継がれてきたのである。



■ : 武家地 ■ : 町人地 ■ : 水面 (川、堀)

藩政期における御旅所の位置図 (文化 10 年絵図)

(大洲市立博物館保管)



例
凡

國指定文化財
県指定文化財
市指定文化財
出
城



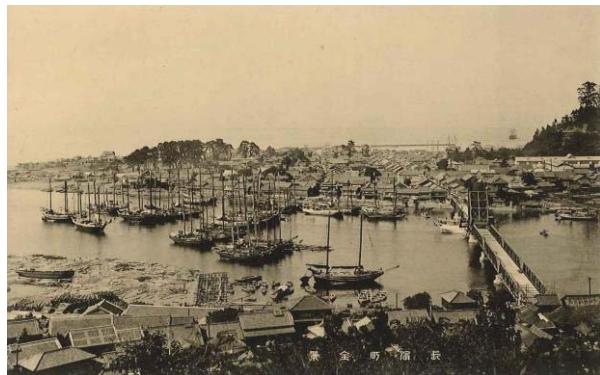
(3) 湊町長浜の祭礼にみる歴史的風致

肱川河口に位置し湊町の風情が漂う長浜地区は、元和3年(1617)大洲藩初代藩主加藤貞泰が大洲へ入封して以降、大洲城下の外湊として整備された湊町で、藩政時代には大洲藩長浜屋敷のほか、支藩である新谷藩の藩屋敷、御船蔵などが設置された。また、肱川河口に江湖と呼ばれる大きな入り江状の港が形成され、藩主が参勤交代で使用する御座船が停泊した。御座船は駒手丸と呼ばれ、現在でも駒手町と呼ばれる町名が残されている。

江戸時代における長浜の町は江湖を中心に発展したが、安政6年(1859)江湖の東側に新しい湊となる長浜湊が構築されると、長浜は2つの湊を中心に展開した。

明治・大正時代に入ると2つの湊の役割は二分化しあり、長浜湊では湊の改修工事を繰り返して近代的な港へと変化し、大阪商船などの大型旅客船も寄港し始めることで、大洲喜多地域の玄関口として繁栄した。こうした長浜が湊町として繁栄していたことを物語るものとして、明治から昭和時代初期にかけて海運業を営んだ末永家の住宅が残されている。この住宅は、湊町長浜を象徴する建物で、店舗兼住宅として建築された旧主屋は、明治17年(1884)に建てられたもので、格子窓や黒漆喰の壁やなまこ壁など商家らしい趣の

ある外観をもちながら、近代的な要素も取り入れられた建物である。また、敷地内には昭和2年(1927)頃に建てられた百帖座敷と呼ばれる広間を備えた接客用の建物があり、内部には折上げ格天井や洋風装飾が施されているほか、趣向を凝らした材木をいたるところに使用している。この2つの建物は国の登録有形文化財に登録され、海運業で栄えた末永家の繁栄ぶり



江湖付近に停泊する帆舟（昭和時代初期）



商船が行きかう長浜湊（昭和時代初期）

を今に伝えている。

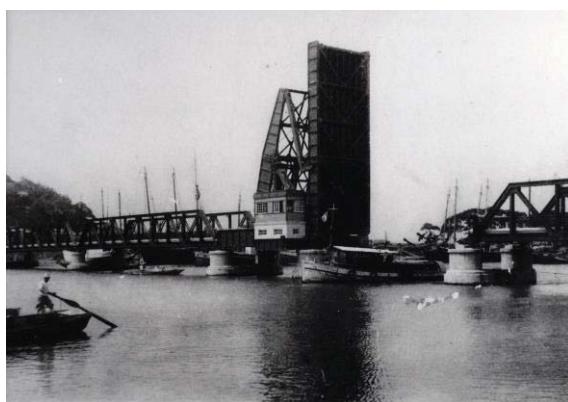
これに対して肱川河口に位置する江湖では、肱川上流から筏で運ばれる木材が数多く集積され、和歌山の新宮や秋田の能代に並ぶほどの木材集積地として全国に名を轟かせた。江湖付近には木材の積載を待つ大型の帆船が停泊している姿が写真や絵はがきなどに見られ、一大木材集積地の繁栄ぶりを今に伝えている。

昭和 10 年(1935)、江湖のすぐ下流で肱川河口に長浜地区と対岸の沖浦地区とを結ぶ橋として長浜大橋が架橋された。この橋は、長さ 226m、幅 5.5m のバスキュール式鉄鋼開閉橋で、橋の中央部分の 18m が開閉する構造となっている。この橋が開閉橋として設計された理由は、橋のすぐ上流の江湖に集積された木材を積載するために大型船が江湖へ日々通行できるようにするためであった。

この長浜大橋は、現存する国内の開閉橋の中でも唯一現役で活躍している道路可動橋として国の重要文化財に指定されているが、大型船が通行しなくなった今日でも毎週日曜には橋桁を開閉させ往時の姿を偲ばせている。



末永家の住宅



昔日の長浜大橋



現在の長浜大橋

このように江戸時代から近代にかけて繁栄を誇り、湊町としての風情が残る長浜には江戸時代より続く伝統的な二つの祭礼が残されている。

その一つが、地元で「すみよしさま」と親しまれている住吉神社で執り行われる祭礼である。航海する船の安全を守る神を祀る住吉神社は、元和 5 年(1619)に沖浦地区おきうらに祀られていた海士明神みたてやまを対岸の長浜にある御建山麓に勧請したのが始まりで、承応 4 年(1655)大洲藩 2 代藩主加藤泰興によって社殿が造営された。これ以降住吉神社は、藩による再建や修復が行われるだけでなく、藩主による燈籠などの寄進が行われ、大洲藩内における住吉神社への崇敬が厚かったことを物語っている。

現在の住吉神社の社殿は、昭和 44 年(1969)に御建山の裏山へ移転されたものであるが、本殿のみは江戸時代に建てられたそのままの形で移築されている。江戸時代の住吉神社の形態を知る唯一の建物であり、承応 4 年(1655)の建築時及び享保 2 年(1717)の再建時の棟札も残されている。

住吉神社の祭礼では、毎年 10 月の第 2 日曜日に神輿の巡幸が行われている。江戸時代には大洲城下町で行われていた八幡神社の「お成り」と同様に御神幸行列の巡幸が行われていたことが、文化 14 年(1817)の「御神幸行列」の手引書から窺われ、かつては御長柄などに参加する藩士以下地元住民を含む約 120 名が参加していた。

現在の祭礼に江戸時代のような御神幸行列ではなく、神輿が巡幸するのみではあるが、神輿自体は江戸時代当時のものを今でも使用している。神輿の屋根には大洲藩加藤家の家紋である蛇の目紋が施されており、この祭礼



住吉神社の社殿



旧末永家住宅前を通る神輿

が藩と深い結びつきがあったことがわかる。

祭礼は長浜の町内に数か所設置されたお旅所を神輿が巡幸するもので、神社を出発した神輿は、まず長浜大橋入口にあるお旅所へと向かう。このお旅所となっている場所はかつての江湖の入口にあたり、神事の後は仁久^{にぎゅう}地区のお旅所を経由して、対岸にある沖浦の住吉神社へと向かう。

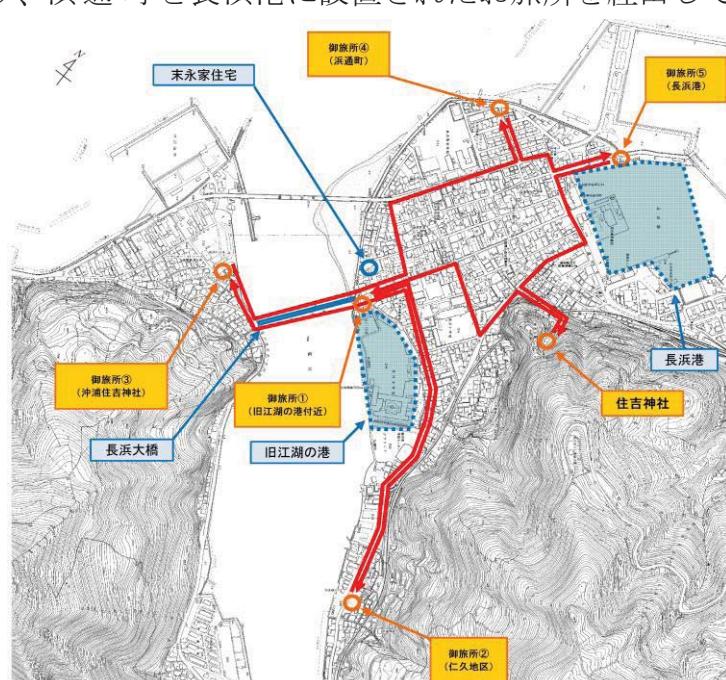
沖浦の住吉神社は慶長年間に漁師によって祀られたことに始まるもので、海士明神と呼ばれ長浜の住吉神社のもとになった神社である。祭礼当日、長浜から肱川を渡御した住吉神社の神輿は、沖浦住吉神社の神輿と共に神社境内に並び置かれると、神事や巫女による神楽が行われる。ここでの神事が終了すると、長浜住吉神社の神輿は再び長浜の町へと戻り、浜通町^{はまとおりまち}と長浜港に設置されたお旅所を経由して住吉神社へと戻る。



沖浦住吉神社に集まった神輿



沖浦住吉神社で行われる神事



住吉神社祭礼の巡幸ルート図

また、もう一つの伝統的な祭礼が「紺屋恵比須」と呼ばれるもので、住吉神社の祭礼の前日にあたる10月の第2土曜日から日曜日にかけて行われている。

この祭礼の起源は不明であるが、昭和27年(1952)に100周年の祭礼が行われていることから、幕末から明治時代に遡るとされている。もともとは、紺屋町の住民や漁師などによって組織された恵比須講が起源とされており、商売繁盛、大漁を祈願するために始められた祭りであった。現在では、昭和45年(1970)に組織された「紺屋町恵比須神保存会」に引き継がれて運営が行われている。

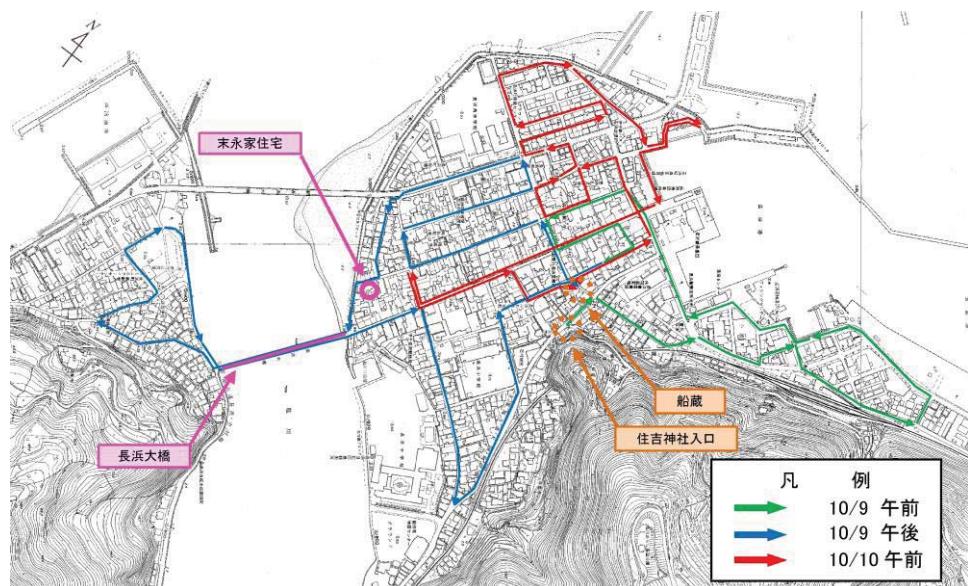
この祭礼の特徴は、「恵比須丸」と呼ばれる船車に恵比須神と鯛を乗せて紺屋町の住民が町中を引き廻すものである。1日目は住吉神社の宮司によって神事が行われたあと、大人たちが一日かけて町中を引き廻し、2日目は紺屋町付近に住む子供たちが町中を引き廻している。



船車を引く子供たち



祭礼に使用される船車



紺屋恵比須の巡幸ルート図

こうした歴史的な建造物が残り湊町の風情が漂う長浜において、江戸時代から続く航行の安全を祈願する住吉神社の祭礼や、商売繁盛や大漁を願う紺屋恵比須は、少しずつ形を変えながらも地元の人々によって守られ、そして引き継がれてきた大切な伝統行事であるとともに、湊町としての町の歴史やその繁栄を物語るものであるといえる。

(4) 中江藤樹と大洲「藤樹学」にみる歴史的風致

現在、「近江聖人」と呼ばれ「日本の陽明学の祖」として全国的に知られている中江藤樹なかえとうじゅ

(1608~1648) は、10歳から27歳までの18年間を大洲藩士として過ごす中で、教育者としての道を歩みはじめた。その後、母親の看病を理由に、藩を脱藩して郷里の近江に帰るが、上級から中級の多くの大洲藩士が学問を学ぶために藤樹のもとを訪ねており、大洲藩における藤樹の存在の大きさが窺われる。

大洲における藤樹の学問や思想を継承し普及させるきっかけをつくったのは、江戸時代中期の陽明学者で大洲藩士となった川田雄琴ゆうきんである。

川田雄琴は、大洲において藤樹生誕百年忌の式典の開催や藤樹の真筆の残存状況などの調査を行うなど藤樹の顕彰を図るとともに、陽明学の振興に全力をそそいだ人物である。その一番の成果として、伊予で初となる藩校「止善書院明倫堂」を建設し、藩学として大洲「藤樹学」を推奨した点が挙げられる。これにより藤樹の学問や思想を顕彰する動きが広がり、これ以降、長く推進されることになるが、このことは江戸時代後期に大洲藩お抱え絵師の手によって藤樹の肖像画が描かれていることからも知ることができる。現在、この大洲藩校「止善書院明倫堂」跡地は大洲市の史跡に指定され、土蔵や区画溝、石垣などが当時の面影をとどめている。

明治時代になっても大洲における藤樹顕彰の動きは継承され続けるが、教育の欧米化が進む一方で儒教を基礎とする道徳教育が重視されはじめ、その代表的な人物に二宮金次郎とともに藤樹が取り上げられると、全国的にもその知名度が増していくことになった。

こうした動きと連動して明治35年(1902)、藤樹を慕いその遺徳を永遠に伝えるため、総裁に元大洲藩主加藤泰秋やすあき、副総裁に元新谷藩主加藤泰令やすのりを迎えて、「大洲藤樹会」が有志によって創立されている。

明治43年(1910)、大洲藤樹会では藤樹顕彰における重要な事業として、大洲城天守跡に藤樹銅像を設置している。その除幕式には愛媛県知事をはじめ官民多数が参列し、当時大洲中学校教諭であった堀沢周安ほりさわしうあんが作詞した



中江藤樹の肖像画

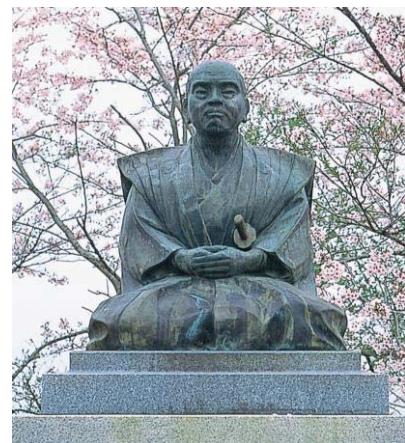
唱歌「藤樹先生」を各学校の児童生徒が合唱するなど盛大な式が開催されている。

銅像は大正 14 年(1925)に改鑄され二代目となるが、その後の第二次大戦の中で藤樹の思想が歪曲され軍国主義教育に利用されると、昭和 20 年(1945)には供出され台座を残してその姿を消すこととなる。しかし、終戦後の昭和 27 年(1952)には再び三代目となる藤樹銅像が天守跡に設置されている。

このように再三にわたって大洲城跡、とりわけ天守跡へと銅像が設置されたのは、大洲城跡が大洲にとって欠かせない象徴的な歴史遺産であることと同じように、藤樹が精神的な崇敬の象徴として位置付けられていることの表れである。

また、今日まで続く藤樹顕彰の活動の一つに、現在大洲藤樹会を中心として実施されている「藤樹まつり」がある。大正 15 年(1926)に町民が藤樹をもっと身近に感じる活動として、大洲城跡の藤樹銅像前で大洲町主導による全町あげての祭りが開催されたのが始まりである。それ以後毎年実施されることとなり、祭り当日町民は各戸に国旗・軒提灯を掲げ、赤飯を炊いたと言われている。戦時に一度中断されるが、昭和 62 年(1987)に再開され現在も毎年実施されている。

現在、藤樹まつりは毎年 11 月 1 日に大洲城跡の藤樹銅像前で実施されており、式典や神事が終わると詩吟の奉納が行われている。



城山公園の藤樹銅像



藤樹銅像前で行われる
藤樹まつりの式典



詩吟を吟じる小学生

この時に吟じられるのは藤樹作の「百忍の詩」で、藤樹自身が陽明学に基づく人生観を述べたものである。このような式典のほかにも、藤樹の教えをテーマとした小学生による意見発表会なども行われている。

こうした藤樹顕彰の動きとともに、本市においては学校教育の中にも藤樹の教えや思想を積極的に取り込んだ藤樹教育が全市的に推進されており、市内全ての小・中学校で藤樹の教えを題材にした教本を用いた道徳の授業が行われている。現在使用されている道徳教本は、平成7年(1995)に市内教育関係者により作成されたものであるが、それより以前は滋賀県高島市の教員により作成された昭和46年(1971)発行の副読本『藤樹先生』が用いられていた。

また、藤樹が過ごした屋敷跡のある大洲小学校や大洲高等学校では、「知行合一」、「良知に生きる」などの藤樹の教えが校訓や教育目標に掲げられ、藤樹教育が前面に打ち出されているほか、校歌の中にも「近江聖人の跡とめし」や「近江聖人も育ちけりその行いのあとふみて」といった歌詞が歌い込まれるなど、藤樹邸址校としての誇りが深く根付いている。

大洲小学校にある屋敷跡は、藤樹が少年期を過ごしたとされるもので、現在は石碑が建てられその足跡が顕彰されている。大洲高



小学生意見発表会



現在使用されている道徳教本



至徳堂

等学校にある屋敷跡は、青年期を過ごしたとされるもので、「中江藤樹の邸跡」として愛媛県の史跡に指定されている。敷地内には昭和14年(1939)に100石取の武士の屋敷を模した「至徳堂」と呼ばれる書院が建設されているほか、「中江の水」と呼ばれる江戸時代から伝わる井戸などが残されており昔日の面影をとどめている。

このほかにも、大洲の教育に根付いた藤樹学の深さを示す特徴的な事例が市内4つの学校で見ることができる。校内に建立された藤樹銅像がそれで、大洲・喜多・大成小学校には「少年像」が、大洲高等学校には「青年像」がそれぞれ建立されている。大洲小学校は少年期を過ごした屋敷地であり、^{おおなる}大成小学校のある地域は19歳の時に郡奉行として赴任した地である。また、大洲高等学校は青年期を過ごした屋敷地であり、大洲での藤樹の足跡をたどるように銅像が建立されている。多くの学校で二宮金次郎像であるところを藤樹像としているところが実に大洲らしい特徴である。なお、こうした藤樹像のある小学校においては、登下校に際し藤樹像に頭を下げて通る子供たちの姿を見ることができ、見る人の心を豊かにしてくれる微笑ましい光景であるが、それはまた大洲での藤樹に対する敬愛の深さを象徴する風景でもある。



中江の水



藤樹銅像がある学校の位置図



大洲高校の
藤樹青年銅像



大洲小学校の
藤樹少年銅像

このように大洲市では、藤樹の生きた時代から現在に至るまでの約 360 年間にわたって、様々な人々によって藤樹の顕彰が続けられてきた。そのなかで、大洲では藤樹のことを親しみを込めて「藤樹先生」と呼ぶ。子弟教育に熱意を注いだ先人である藤樹に学び続ける姿勢は、大洲の風土や大洲の人心を形作ってきた重要な精神的な柱であると言えよう。

中江藤樹に関する文化財等の位置図(肱南・肱北地域)

國指定文化財
県指定文化財
市指定文化財



肱北地区

城山公園
(木洲城跡)

止善書院明倫堂跡

川田雄琴一家の墓

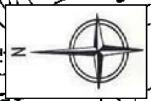
肱南地區

藤樹銅像(少年像)

【中江藤樹の邸跡】
至徳堂 中江の水

**【城山公園】
藤樹銅像(成像人)**

藤樹まつり式典等会場



(5) 農村地域の民俗芸能にみる歴史的風致

農村地域に残る民俗芸能の多くは、各村の中心的存在である寺社の祭りと深く関係している。その時期は、稻作などの準備に取りかかる前の春（春祭り）と収穫後の秋（秋祭り）が多く、五穀豊穣や収穫感謝、または鎮魂、清め祓い、厄払い、招福などの祈願に伴って芸能は起こり、人々の生活と密接に関係してきた。

古くから柳沢地区に伝承される「藤縄神楽」（県指定無形民俗文化財）は、今日、柳沢地区を中心とする30程度の神社の春祭りにおいて、「春神楽」と称し、神社拝殿等の神前にて厄除け祈願などを兼ねて奉納されている。

柳沢地区は、大洲市の北東部に位置し、肱川支流の矢落川上流域の谷間に形成された豊かな自然を有する山間集落である。

この神楽は、栗田家に現存する柳沢三島神社での神楽奉納記録「御神楽式」の表紙に弘化2年（1845）と記載されていることから、この時代には既に始められたことが分かる。この資料には藤縄三嶋神社、田処熊野神社、喜多山三嶋神社及び柳沢三島神社のそれぞれの神主とその他の神職9名により奉納されていたことが記述されており、各村を跨いで広い範囲の神社で奉納されていたこと、また元々は神職神楽であったことが分かる。これが、明治以降に神職の手から離れ、地域の神楽師に継承され、現在は「藤縄神楽保存会」により継承活動が行われている。現在、この保存会では、先輩神楽師が後継者を選出し、稻の取り入れ後から年末にかけて練習を行い育成を図っている。

上記の4つの神社の内、田処熊野神社は、口伝によると元和元年（1615）に紀伊熊野神社より勧請奉祀したといわれている。現在の本殿は、桁行1間、梁間1間、流造、向拝1間、瓦葺で、文政元年（1818）に再建され、昭和10



演目「手草」の一場面



神楽奉納記録『御神楽式』

年(1935)と昭和 56 年(1981)に改修が行われている。舞台となる拝殿や神社境内の神楽場は、奉納が行われる際に、四方に注連縄が巡らされ、半紙の切り飾り（鳥居・二見ヶ浦・簾）と御幣を吊り下げ神域とされる。

この神楽は、「前の口(舞の口)、手草、神迎、一番、幣四天、悪魔払鬼四天、妙剣、鈴神樂、神体、古欣、御前、山翁、月日の舞、恵比須大黒の舞、王子の舞、鎮火の舞、弓の舞、薙刀の舞」の 18 種類の演目から構成されており、4 時間余りにわたって演じられる。また芸態としては、素面または着面で、舞幣、櫛、 笹束、舞鈴、扇、刀、弓矢、薙刀、盆、蠟燭などの採り物を手に、太鼓、締め太鼓、すり鉢、笛を楽器として舞う。舞は足数、歩幅が定まっていて、素朴なうちに厳肅なものや、勇壮を感じさせる激しい舞である。

「恵比須大黒の舞」、「悪魔払鬼四天」、「鈴神樂」などの一部は、観衆と戯れたり、曲芸で人々の心を引きつけたりするなど見せ場が多く、過度に娯楽化が進んだ箇所が見受けられる。これは、継承の中で近代的変質を経て今日に至ったものであるが、逆にこの娯楽化がこの地域の神楽文化の継承に果たした役割は大きく、地域の人々は神楽場の周りに見物席を設け、酒食をしながら見物するなど、この地域の春の風物詩となっている。



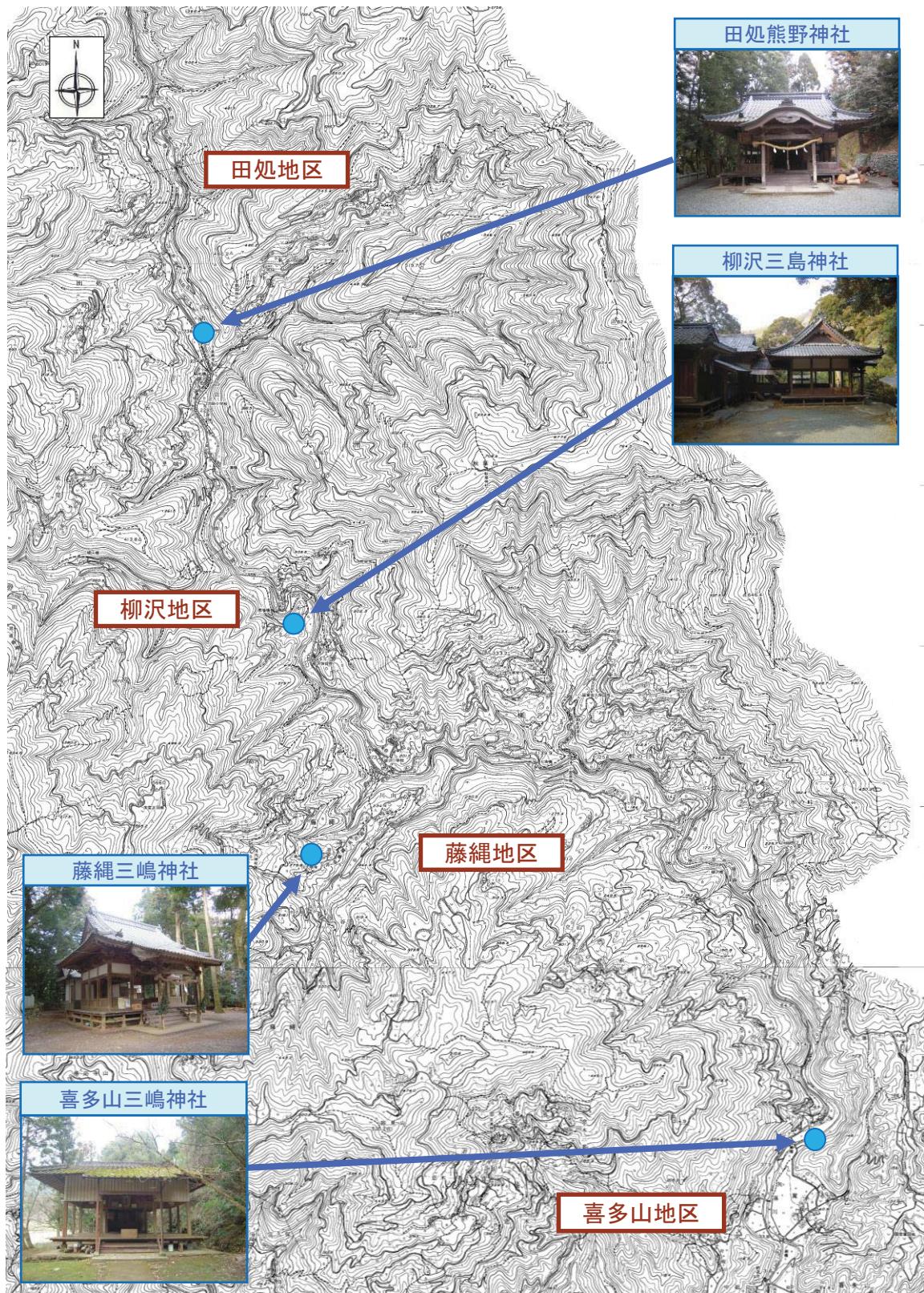
田辺熊野神社の本殿



演目 「悪魔払鬼四天」の一場面



演目 「恵比須大黒の舞」の一場面



藤縄三嶋神社、田処熊野神社、喜多山三嶋神社及び柳沢三島神社の位置図

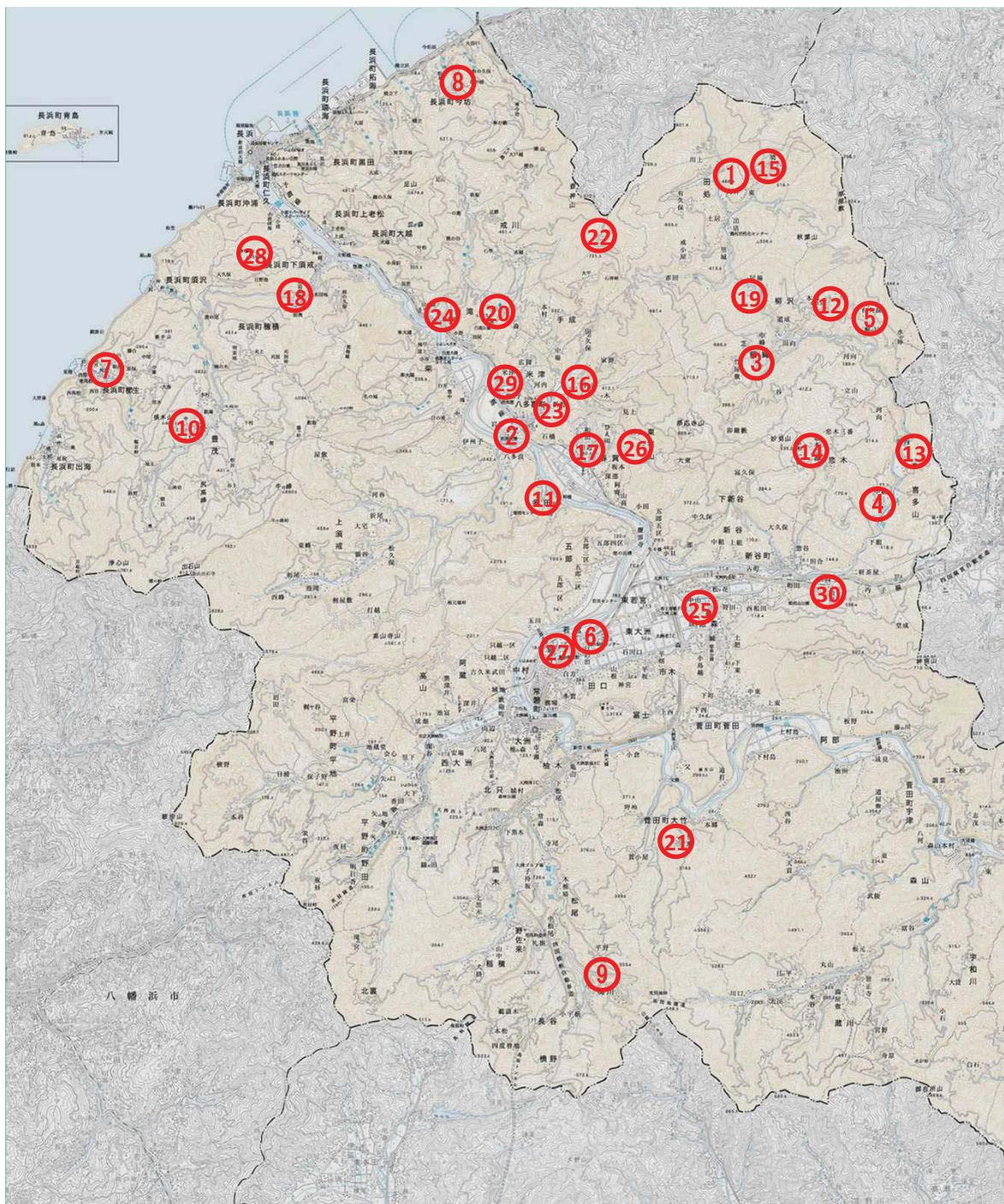
表 藤縄神楽の現行演目とその構成概要

	現行の演目名	『御神楽式』の演目	役名	衣装	人数	採り物
1	前の口(舞の口)	舞之口		鳥帽子・狩衣	1	扇・手草葉(笹)
2	手草	手草		鳥帽子・狩衣	2	扇・舞幣・手草葉(笹)
3	神迎	神迎		鳥帽子・狩衣	4	扇・舞幣
4	幣四天	四殿		鳥帽子・狩衣	4	扇・四天幣
5	一番	一番		鳥帽子・狩衣・面	1	扇・舞幣
6	古欣・戸引出	古近・戸引出	翁	頭巾・翁面・狩衣	2	扇・奉幣・舞幣
			手力男命	面・陣羽織		刀・扇・舞幣
7	月日の舞	—		鳥帽子・白衣	1	舞幣・扇・ 日の盆・月の盆
8	御前	御崎		鳥帽子・狩衣	2	榊・舞幣・扇・折敷
9	山翁	山王	手力男命	面・陣羽織	1	舞幣・扇・刀・被り物
10	鈴神楽	神楽	天宇受賣命	天冠・面・白衣・千早	2	舞鈴・扇・榊
			手力男命	面・陣羽織		刀・扇・岩戸の幕
11	神体	神体	天照大神	天冠・面・千早	1	榊・扇・笏・岩戸の幕
12	恵比須大黒の舞	—	恵比須	頭巾・恵比須面・ 陣羽織	2	舞幣・扇・釣竿
			大黒	頭巾・大黒面・格衣		
13	王子の舞	—	五行神	鳥帽子・はんこ	5	扇・舞幣・三方
			大臣	鳥帽子・陣羽織		剣・小旗・弓・矢
			勅使	頭巾・翁面・陣羽織		扇・御幣
14	悪魔払鬼四天	魔払・鬼	四天王	鳥帽子または鉢巻・ はんこ	5	刀・扇・木刀・舞幣
			鬼	鬼面・裁着け袴		手草葉(笹)・ 六尺棒・舞幣
15	弓の舞	弓		鳥帽子・はんこ	1	弓・矢
16	鎮火の舞	鎮火		鳥帽子・はんこ	2	扇・蠟燭
17	薙刀の舞	—		鉢巻・白衣・たすき	1	舞幣・扇・薙刀
18	妙剣	妙見		白衣・陣羽織	1	刀

※『御神楽式』には、上記の他に「神祇」の演目が含まれているが、現在は舞われていない。

表 平成22年の「藤縄神楽」年間活動状況

奉納日	地区	No.	神社名	奉納日	地区	No.	神社名	奉納日	地区	No.	神社名
2/11	田処	1	熊野神社	4/4	喜多山	13	三嶋神社	5/3	白滝	24	丸山神社
2/17	八多喜	2	祇園神社	4/5	恋木	14	天満宮	5/4	徳森	25	太郎神社
2/28	藤縄	3	三嶋神社	4/10	田処	15	新田神社	5/5	東宇山	26	天満宮
3/14	喜多山	4	春日神社	4/11	八多喜	16	登尾神社	5/8	若宮	27	神明神社
3/18	柳沢	5	河内神社	4/17	春賀	17	厳島神社	5/9	斎藤山	28	石鎚神社
3/21	若宮	6	山神神社	4/18	下須戒	18	大元神社	5/16	米津	29	三嶋神社
3/22	櫛生	7	三嶋神社	4/20	柳沢	19	三島神社	5/23	新谷	30	金毘羅神社
3/27	今坊	8	新田天満宮	4/23	戒川	20	三嶋神社	5/28	田処	1	熊野神社
3/28	梅川	9	天神社	4/24	田処	1	熊野神社	5/29	田処	1	熊野神社
3/30	豊茂	10	三嶋神社	4/25	菅田	21	大竹神社	6/11	田処	1	熊野神社
4/2	多田	11	一渕神社	4/28	田処	22	壺神神社	6/12	田処	1	熊野神社
4/3	柳沢	12	一宮神社	5/2	八多喜	23	三嶋神社				



「藤縄神楽」が奉納される神社位置図

この他にも市内の農村地域には、多くの民俗芸能が継承されており、神社等を舞台として、例祭等において奉納が行われている。これらの民俗芸能は次のとおりである。



農村地域に残る民俗芸能と奉納される神社の位置図（藤縄神楽を除く）

かわべしめ
「河辺鎮縄神楽」（県指定無形民俗文化財）は、山鳥坂岩谷地区の人々により伝承されてきたもので、旧暦10月最後の亥の日に、松島神社の例祭において奉納されている。

岩谷地区は、肱川中流域にあり、面積のほとんどを森林が占める山間の農村集落である。この地区に

ある松島神社は、五穀豊穣の神、商売繁盛の神として、地域の氏子に大切に祀られている。現在の社殿は、明治元年(1868)に再建されたものである。その建築様式は、入母屋造の妻入、瓦葺で、本殿と2間四方の拝殿が一体となった構造である。当該神楽は、その2間四方の拝殿で行われていたが、手狭であったため、平成元年に社殿へ隣接する形で神楽殿を建築している。

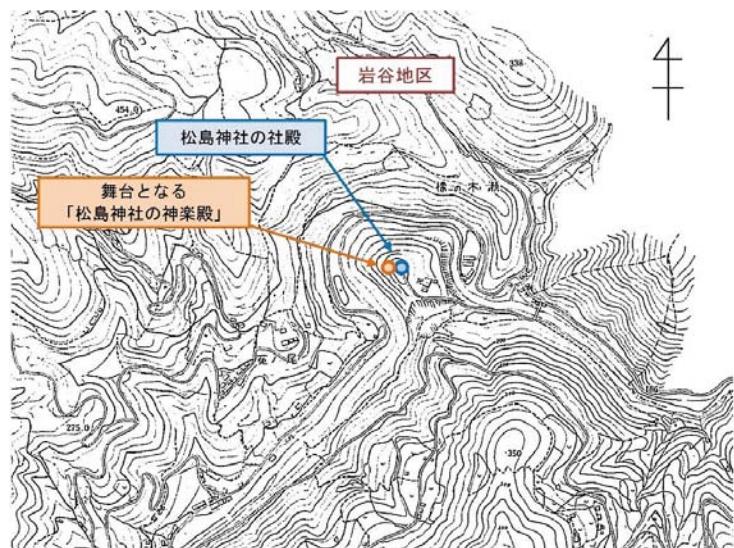
河辺鎮縄神楽は、残されている神歌本の記述を見ると享保元年(1716)より以前に、当時の神主だった和氣氏が日向に行き、岩戸神楽を見て非常に感動したことから、自らその神楽を習い、この地区の氏子に舞方を広めたことが起源とされている（『肱川町誌』）。そのため日向神楽の色合いが強く、衣装は清楚な白衣白袴や狩衣に烏帽子、半臂類を身に付け、持ち物も幣、木綿垂手、玉串、手草などを用いて舞うものが曲目の大半である。神楽の中心は

「天の岩戸開き」にあり、祝詞は長く丁重に奏上され、舞は莊重かつ勇壮である。天照大御神が登場する場面では、その場にいる全員が拍手を連打し、再拝する姿が見られる。

岩谷地区の集落に実りの秋がもたらされる頃になると、松島神社を取り囲む鎮守の森から軽やかなリズムの笛や太鼓の音が漏れ谷間でこだまする。



河辺鎮縄神楽



松島神社の位置図

「子供ねり相撲甚句」(市指定無形民俗文化財)は、大洲市西部の山間地にある上須戒地区で伝承される伝統芸能で、毎年10月25日に行われる大元神社と天満神社の例祭で奉納されている。この芸能は、世話人政所和五郎（明治22年(1889)3月14日没80歳）と墨書された相撲甚句の衣装入れの柳行李^{やなぎごうり}があったのを、昭和の初めに新しいものへ取り替えたことから、江戸時代の末期には既に奉納されていたとされている（『大洲市文化財調査書集』）。

奉納が行われる天満神社の本殿は、桁行3間、梁間3間、流造、向拝2間、銅板葺で、明治12年(1879)に再建されたものである。

この子供ねり相撲甚句は、化粧回しを付けた力士に扮した小学生10名が円陣となり、行司に扮する小学生2名の文句に合わせて、囃しを入れて練るものである。行司は民謡調で呼びかけるように唄い、踊り子は唄に合わせて踊りを変え、囃しも行司も文句に左右される。全体としては4部から構成されており、第1部四股踏み、第2部甚句踊り、第3部東西文句、第4部弓取り式の順序で行われる。この地域独特の節回しに加え、子供たちが演じる姿には無邪気さと素人くさが見られ、ほほえましく素朴さを感じる芸能である。

この忠実に伝承される子供ねり相撲甚句からは、収穫の良し悪しを神に委ねた農村集落における神と人との深い関わりを窺うことができる。



子供ねり相撲甚句



天満神社、大元神社の位置図

「豊茂五ツ鹿踊り」、「豊茂郷獅子舞」、「豊茂越後獅子」は、豊茂地区の三島神社の秋祭りで奉納される伝統芸能である。豊茂地区は、肱川の下流域に位置し、肱川の支流である大和川上流の山間部にある農村集落である。昔から、地区を東西南北の4地区に分けており、南部の朝日・奥地区には「豊茂五ツ鹿踊り」、西部の郷地区には「豊茂郷獅子舞」、東部の東地区には「豊茂越後獅子」がそれぞれ受け継がれ、市の無形民俗文化財に指定されている。

豊茂三島神社の社殿は、平治元年(1159)に造営されたが、火災に罹り、嘉永元年(1848)に再建されたもので、本殿は、桁行1間、梁間1間、向拝1間、流造、銅板葺である。

「豊茂五ツ鹿踊り」は、天保12年(1841)、^{まるまたしちさぶろう}丸又七三郎が近隣の保内町に行って習い、地区の人々に広めたことが起源とされている(『ながはま風土記』)。鹿の頭に布を付け、その内で太鼓を叩きながら、笛の音色や唄に合わせて動作を行う。独特なリズムで太鼓を打ち、それに合わせて舞う様は、鹿の動きを彷彿させ躍動感と勇壮さを感じさせる。

「豊茂郷獅子舞」は、天保7年(1836)頃から始まったとされている(『愛媛県民俗芸能緊急調査報告書』)。舞には雄獅子舞と雌獅子舞があり、獅子には子供が扮する猿と狐がつき、獅子の格好を真似して舞う姿はユーモラスである。雄獅子舞は継ぎ獅子のため勇壮さがあり、雌獅子舞は笛と太鼓の軽やかなテンポに合わせてリズミカルに舞われる。



豊茂五ツ鹿踊り



豊茂郷獅子舞

「豊茂越後獅子」は、大正 6 年(1917)頃、隣接する上須戒地区で獅子舞を習い、地区に持ち帰り踊っていたが、舞の内容があまり映えないと感じ、昭和 6 年(1931)頃、近隣の八幡浜市から指導者を呼び教わったことから、現在の越後獅子の原型ができたとされている

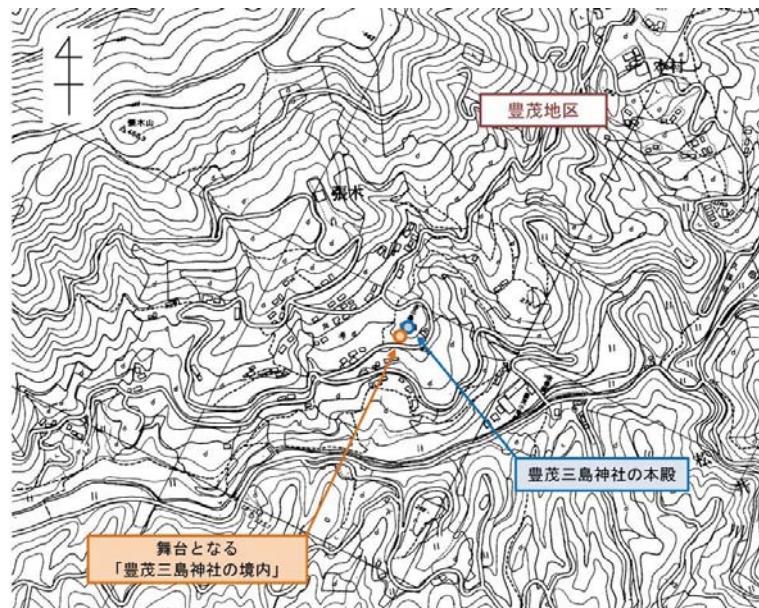
(『愛媛県民俗芸能緊急調査報告書』)。獅子には、赤獅子と青獅子があり、両獅子が並んで同じ振り付けで舞うものである。赤獅子は無病息災、青獅子は家庭円満をもたらすと言われており、縁起のいい郷土芸能である。

秋祭り当日は、午前中にそれぞれの地区で家々を回り、午後から三島神社の境内に集まり五穀豊穣を祝って奉納が行われる。

これらの芸能の舞台となる三島神社の周辺には、階段状に造成された田畠や山の斜面に張り付くように建つ民家が見られ、農村ならではののどかさを感じる一方で、収穫の良し悪しを神に委ね、厳しい自然と格闘する姿が偲ばれる。



豊茂越後獅子



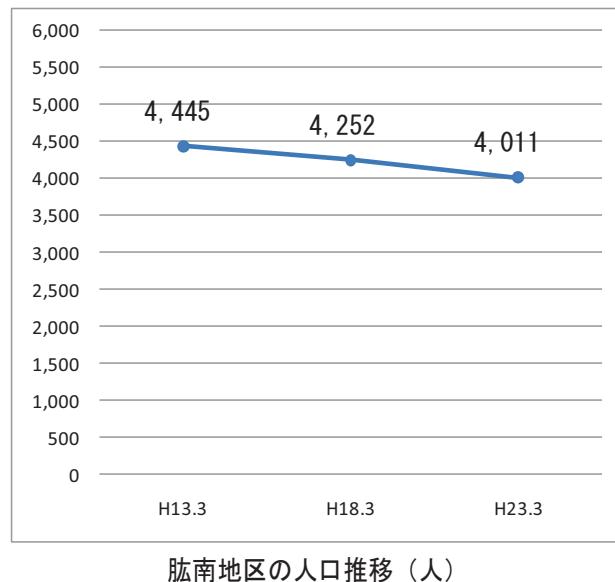
豊茂三島神社の位置図

2. 大洲市の歴史的風致の維持及び向上に関する課題

(1) 歴史的建造物と町並みの保全に関する課題

大洲城から肱川沿いに東へと延びる市街地は、近世城下町の特徴である短冊状の町割りを良く残し、その町割りをベースとして明治・大正・昭和時代の建物が連なっている。しかしながら、これらの建造物群に関しては総合的な学術調査も行われないまま現在に至っており、その価値を十分に把握できていない。

現在、こういった市街地環境を有する肱南地区は、人口減少に伴い空き家と空き地が増えている。特に、明治・大正時代の建造物がまとまって存在する「おはなはん通り」周辺の町並みについても、近年、建築物の取り壊しが進み、空き地化が急速に進行している。またこれらの建築物は、生活利便性の向上を目指して現代的なものに改築されたり、歴史的な趣を損ねるような改装がされたりしているものも数多く見られ、歴史的な町並みの連續性を失いつつあり、町並みに係る規制と支援の枠組みがまだ十分ではない。



肱南地区の人口推移（人）



「おはなはん通り」周辺の平成11年以降に取り壊された歴史的な建築物の位置図



「恵比寿町通り」の歴史的な建築物の取り壊し前後の状況

(2) 文化財等の保全及び周辺環境に関する課題

市内には、重要文化財である大洲城の4つの櫓や如法寺仏殿を始めとする江戸時代の名残を今に伝える文化財が数多く残っているが、これらについての学術調査は未だ十分ではなく、適正な価値付けと保存が図られていないものもある。

その中でも、大洲城跡は大洲地域の歴史や伝統を語る上で象徴的な存在であるが、明治以降その大部分が民地として管理されていたという特異な歴史を有しているため、県指定史跡とされている区域は、本丸を中心とした約1.3haの広さに留まり、極めて不整形な形状をなしている。

市では、平成15年度に県指定史跡を含む約4.0haを都市計画公園に決定し用地の買収と整備を進めてきたが、特に民地であった部分については発掘による調査が進んでおらず、適正な価値付けと適切な管理が行われていない。

また、公園計画区域の整備が進んでいない箇所には、大洲城跡としての歴史的な景観に馴染んでいない公共施設がある。

さらに、城跡内の石垣については、所々において孕み出しや石の抜け落ちが見られ、今後、孕みやズレによる変形が増大し、来訪者に危険が及ぶ恐れがある。

また、城跡内に植栽され公園施設の一部として管理している樹木の多くは、明治時代以降、特に昭和時代に觀賞用に植えられたものが多く、それらの中には大洲城の眺望景観を害しているもの、寿命を迎えて枯れかけているもの、病気



大洲城天守を覆い隠すケヤキ

に冒されているものもある。また石垣の天端付近に植えられたものは、根を深く張り石垣に悪影響を与えているものが多く、樹木の適切な管理ができていない。

また、城山公園内にある説明板・案内板は盤面の色あせが著しく、説明が十分に伝えられない状態にある。このことは、城山公園内のものに限らず市内に設置されている文化財等を紹介するものも同様で、老朽化が進んでおり、支柱等が腐食しているものも多い。特に観光客が多い肱南地区には案内板が数多く設置されているが、それらが設置された年代は様々でデザインに統一性がなく、周辺の景観に馴染んでいないものもある。



老朽化した文化財の説明板

(3) 市民意識の向上と伝統文化の担い手に関する課題

市内に残る多くの伝統行事や伝統芸能などは、若年層の減少により担い手が不足し、これに伴い継承者の高齢化が進んでいる。このため行事を担う中核団体等の弱体化が問題となっており、休止に追い込まれた伝統行事も多くある。この問題は、市民の地域に対する歴史認識の低下とも密接に関係しているが、地域の歴史や文化などを学習する機会と場所が不足していることもその一因となっている。

また、景観計画などを通じて地域の歴史・風土とその育んできた風景の保全の重要性を周知し、具体的な環境の保全・創造に向けた取り組みを推進しているが、児童・生徒への地域学習の充実や生涯学習における学習機会の拡充についてもまだ十分ではない。

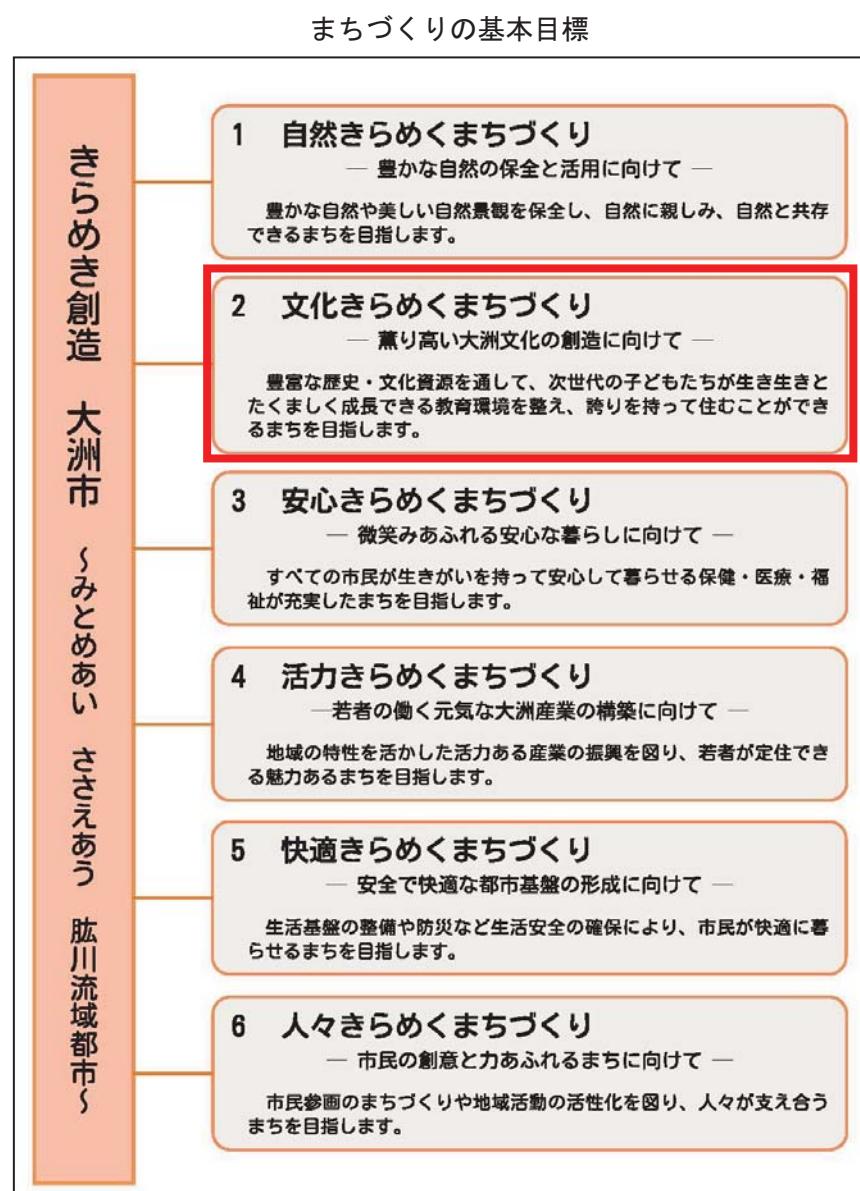
3. 既定計画のまちづくり方針との関連性

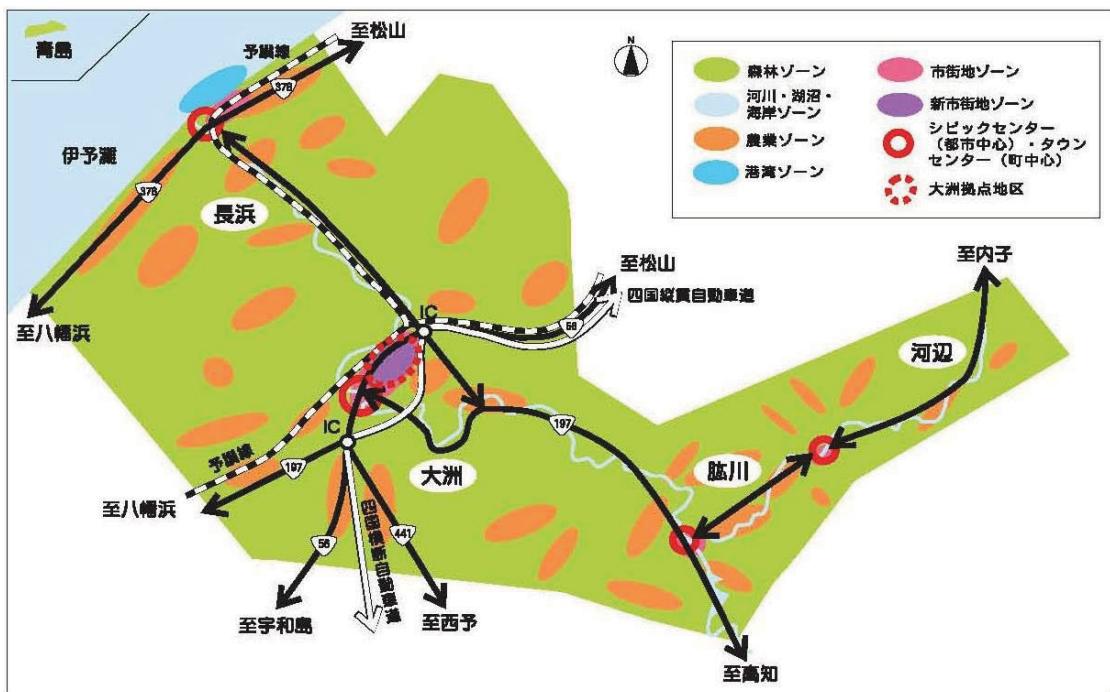
(1) 大洲市総合計画

大洲市総合計画は、平成19年(2007)3月に策定され、平成19年度から平成28年度までの10カ年を計画期間としている。

当該計画では、市の将来像を「きらめき創造 大洲市 ～みとめあい ささえあう 肱川流域都市～」と定め、市民と行政が力をあわせ、市民一人ひとりが美しくきらめく自然環境の中で支え合いながら暮らし、創造的に働き、心豊かな生活の実現を図れるまちづくりを進めるため、6つの「まちづくりの基本目標」を掲げている。

大洲市歴史的風致維持向上計画は、その「まちづくりの基本目標」の一つとして掲げられている「2 文化きらめくまちづくり」の実現に向けた計画の一つに位置付けられる。





土地利用基本構想図

(2) 大洲市都市計画マスタープラン

平成 20 年(2008)1 月に策定した大洲市都市計画マスタープランは、概ね 20 年後の都市像を想定して将来ビジョンを設定しており、平成 17 年(2005)を基準年次とし、平成 37 年(2025)を目標年次としている。

当該計画では、将来のまちをイメージしたまちづくりのテーマを「清流肱川が結ぶ 山・川・海と歴史に包まれた快適活動都市 大洲」としており、それに向けたまちづくりの方向性を以下のように示している。

＜まちづくりのテーマ＞

清流肱川が結ぶ 山・川・海と歴史に包まれた快適活動都市 大洲

＜まちづくりの方向＞

◊ 安全・安心のまちづくり

肱川の洪水をはじめとした災害への対策の強化、超高齢社会に対応した保健・医療・福祉等の充実、若者の定住促進などによって、コミュニティの強化を図り、安全・安心のまちづくりを目指します。

◊ 快適に活動できるまちづくり

雇用促進につながるバランスの取れた土地利用の形成、中心市街地の活性化、都市施設の整備、中心市街地と各地域を結ぶ快適で利便性の高い交通体系の形成などによって、誰もが快適に活動できるまちづくりを目指します。

◊ 地域の魅力を活かした個性あるまちづくり

地域に培われてきた固有の歴史・文化や豊かな自然的環境を保全・活用することによって、その魅力を活かした個性あるまちづくりを目指します。

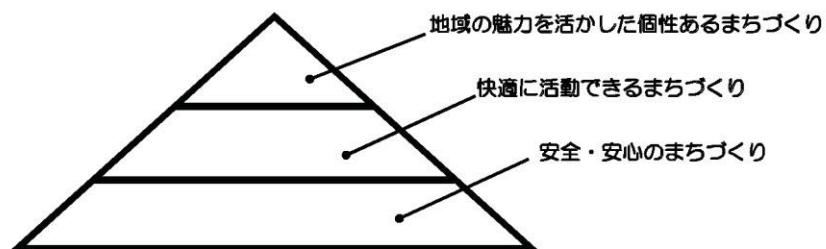


図 まちづくりの方向のイメージ

大洲市歴史的風致維持向上計画は、「まちづくりの方向」の一つとして掲げられている「地域の魅力を活かした個性あるまちづくり」の実現に向けた計画の一つに位置づけられる。

(3) 大洲市景観計画

本市では、大洲という「まち」の美しい姿・風土を将来に向けて守り、育てていくために、「大洲市景観計画」を平成21年(2009)3月に策定した。

大洲市の景観計画においては、「景観」を永々と営まれてきた地域の歴史の中で形作られた「まちのかたち」に、今を生きる人々の営みが重なり、新しい景色が重なることで、出来上がった「風景」と、それらを育んできた地域の風土、歴史等を合わせた一つの概念としてとらえている。

そのような概念を踏まえ、景観計画の中では、全市的な見地から「良好な景観形成に関する方針」として、7つの方針を掲げている。

【方針1】美しい河川景観を保ち、周辺の緑等との調和に配慮し、親しみのある景観を育む

- ・肱川を中心とする河川の水質保全・浄化に努める。
- ・伝統的な河川構造物などの必要性を理解し、適正な保全に努める。
- ・河川沿いの緑の保全、護岸・後背地の建築物の形態・意匠に一定のルールを付与する。
- ・河川に浮かぶ建造物に一定のルールを付与する。

【方針2】自然と調和した景観を適正に保全し、自然を活かした美しい景観形成に努める

- ・田園風景、山村風景、河辺の風景など、多種多様な自然景観をそれぞれの個性を大切にしながら保全していく。
- ・自然環境の適正な保全を実現するためのサポート組織として、民間主体でのボランティア組織の育成に努めるとともに、学習機会の拡大に努める。
- ・重要文化的景観についての研究を深め、その対象となりうる優れた自然景観の選定に取り組む。

【方針3】各地域に残る文化遺産や固有の景観資源を活かした個性的な景観形成に努める

- ・地域を代表する景観資源の調査、確認を行い、景観重要建造物・樹木の指定などを視野に入れた保全策の検討を行う。
- ・地域景観の特性を把握するため、地域の歴史・文化に関する学習機会の拡大に努める。

【方針 4】身近な場所での緑化事業に積極的に取り組み、緑にあふれた景観形成に努める

- ・市街地を中心とした沿道緑化や、観光動線上にある拠点の緑化に積極的に取り組む。
- ・住宅街等での身近な緑化活動に関し、住民の主体性を喚起する。
- ・公園・緑地の管理に関する住民の主体的な取り組みを啓発する。

【方針 5】それぞれの歴史に裏付けられた町並み景観について、歴史認識を深めつつ、安らぎに満ちた景観形成に努める

- ・市民の歴史認識を啓発するためのサイン整備や、学習イベントの開催に努める。
- ・伝統的な町並み等での建築行為に一定のルールを付与する。
- ・伝統的建築に係る工事・工法の推奨と技術の保全に努め、補助制度の継続・新設も検討する。

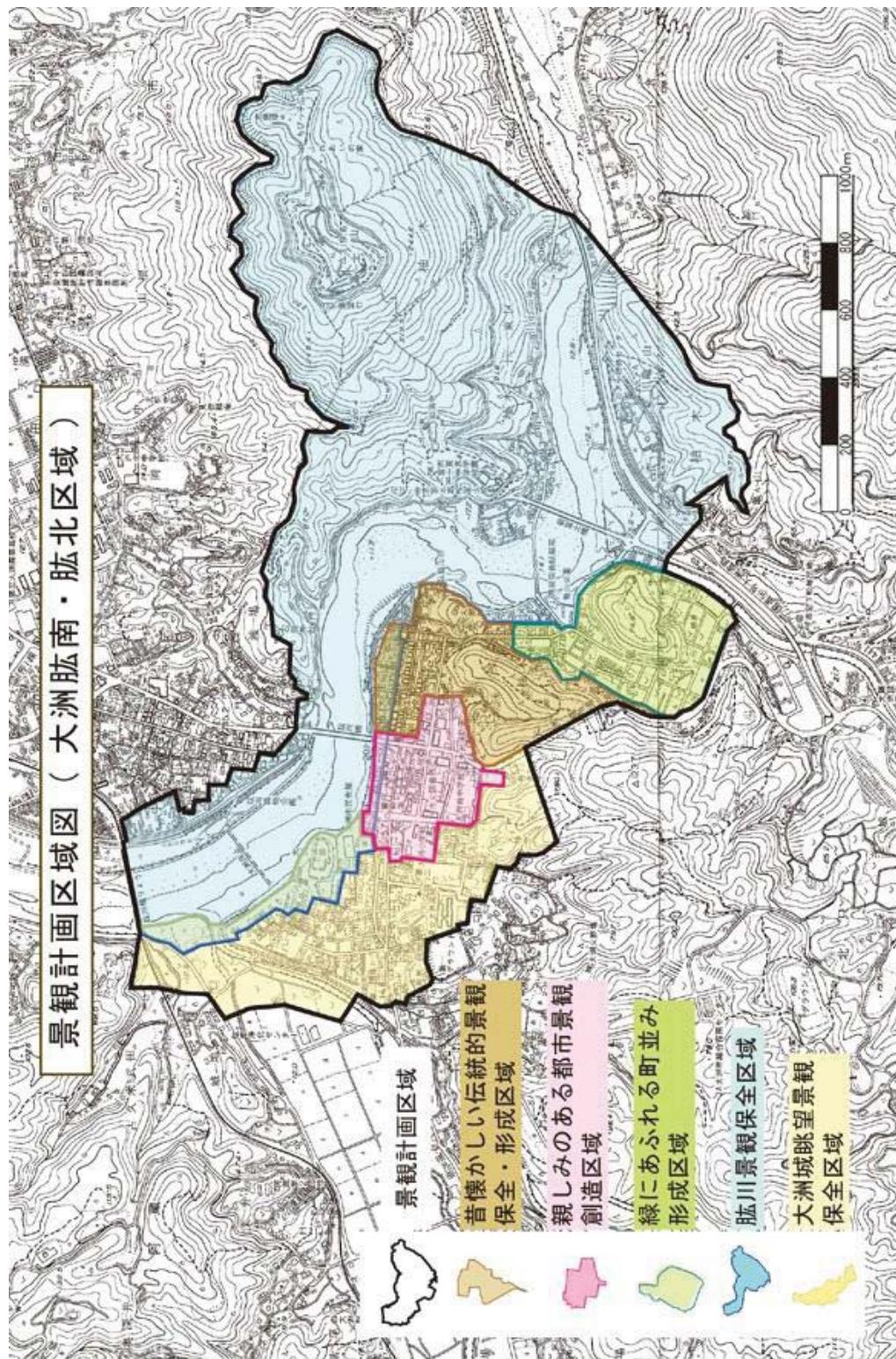
【方針 6】賑わいのある都市景観を豊かな景観とした育む

- ・市街地や郊外における屋外広告物に、一定のルールを付与する。
- ・市街地における建物の色彩・高さなどに一定のルールを付与する。
- ・市街地に蓄積された生活利便性を担保しながら、環境にも配慮した「生活空間」としての都市景観の形成に努める。

【方針 7】地域を代表する象徴的な景観としての眺望景観を保全・改善しながら、個性的かつ魅力的な景観として育む

- ・地域ごとに、その特性を象徴する眺望景観を選定し、景観の持つ魅力を堪能できる視点場を設定した上で、その周辺環境に一定のルールを付与していく。

また、大洲市景観計画では、第1段階として、大洲の城下町としての歴史的な風情が残る肱南地区を中心とする約290haに景観計画区域を設定している。さらに、この区域の中を、地域ごとの実情や歴史的背景に配慮して5種類の区域に細分化し、各区域の景観形成の方針を定め、建築行為に係わる規制等を行っている。



4. 大洲市の歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

本市の歴史的風致の維持・向上に係わる各種計画、課題を踏まえ、本市固有の歴史的風致の維持・向上を図るために、基本方針を以下のように定める。

(1) 歴史的な建造物と町並みの保全に関する方針

城下町の風情を色濃く残す肱南地区などの歴史的な町並みについては、総合的な学術調査を行った上で、伝統的建造物群保存地区制度の活用など適切な価値付けと面的な保全を図る。また、歴史的風致の維持及び向上を図る上で重要な建造物のうち、現時点で文化財として指定または登録されていない建造物については、その価値を明らかにし、その価値付けに基づき、文化財としての指定または登録、「景観重要建造物」、「歴史的風致形成建造物」への指定について検討し、適切な保存と活用を図るとともに、町並みの保全に対し、より有効な支援制度について検討を行う。

また、現在利用されていない町家・蔵などの建築物については、官民協働で有効活用を図るための方策に関して検討し、その歴史的な町家や蔵の持つ価値を再認識・再発見してもらう取り組みを行う。またそれら建築物の外観と室内空間の良さを残しつつ、耐震補強等による安全性を確保する手法の紹介・提案について、民間事業としての取り組みを支援する。



町家（蔵）を活用した店舗（おはなはん通り）

(2) 文化財等の保全及び周辺環境に関する方針

歴史的風致の維持及び向上を図る上で、核となる歴史的建造物のうち、既に文化財として指定または登録されているものについては、さらなる保存と活用の強化に努める。なお、その価値付けについては、順次見直し、調査の上で、適切な価値付けと保存を図ることとする。

特に、大洲地域の中心的存在である城山公園は、既に指定を受けている櫓などを有するほか、江戸時代から残る石垣も良好な形で現存し、多くの文化財が存在しているが、現時点で損傷が確認できるものもあるため、必要に応じた調査を行い、修理が必要なものについては、関係部局が連携し、来訪者・利用者の安全性と快適性を確保した適切な保全を図っていくこととする。

また、公園計画区域内に残る民地については、計画的な買収を図るととも

に、公園として整備を進める中で、適宜、発掘調査等による学術調査を行い、必要に応じて、県指定史跡範囲の拡大などを視野に入れた適切な保全を図る。公園内にある樹木については、石垣への影響、眺望景観の阻害などの観点から整理を行い、伐採・移植・新植等の必要な措置を講ずることとし、文化財の説明・案内看板については、老朽化しているものは改修し、不足箇所へは新設等により、来訪者の大洲城跡への理解の向上を図ることとする。

さらに、それら文化財を核とした「文化きらめくまちづくり」を効果的に推進するため、文化財周辺の道路、公園、駐車場などの公共施設については、文化財保護担当部局とまちづくり担当部局が緊密に連携し、文化財との調和を図りながら歴史と自然豊かな町としての風情に合わせた整備の推進に努める。

なお、その外観が歴史的な景観を損なっている公共施設については、景観上で文化財との調和を図りながら、改善を検討し実施していく。また、特に観光客の多い肱南地区に設置された案内板については、その地域の風致に調和したデザインの統一を図る。

(3) 市民意識の向上と伝統文化の継承に関する方針

市民に当地域の歴史を再認識できるよう「文化財とその周辺の環境との関係性」を説き、その一体的な整備と活用についての理解を高めるために、市の歴史や文化財に関する展示・解説に加え、来訪者自らが体験し学習できるような施設の整備を図るとともに、学習機会の充実を図って行くこととする。また、効果的な学習環境を充実させるため、文化財そのものを活用した、あるいは史跡そのものを舞台とした市民参加型のイベントや学習会の充実・新設を検討する。

歴史的風致を形成する伝統行事、伝統芸能などを後世に継承していくために継続的な広報活動を通して担い手の確保を図り、その育成を目的とした組織の育成・支援を実施する。必要に応じ、ソフト系の支援制度の拡充についても検討・実施していく。

5. 計画の推進体制

本計画の推進体制としては、計画策定の際に構成した庁内委員会をベースに、新たに庁内の横断的な組織として「大洲市歴史的風致維持向上計画庁内推進会議」を設置した。この推進会議を通じて、文化財保護担当部局の文化スポーツ課と、まちづくり担当部局である企画調整課、観光まちづくり課、建設課及び都市整備課が、密接に連携し、連絡調整を行いながら計画を実施することで、歴史的風致の維持及び向上をより一層効果的に推進することができる。

また、愛媛県教育委員会文化財保護課、愛媛県土木部都市計画課及び同部都市整備課と連絡調整を行いながら実施していく。さらに必要に応じて、文化財保護審議委員会に意見照会を行うとともに、本計画の推進や景観の向上に対して協議を行う「大洲市歴史的風致維持向上計画推進協議会」を新たに設置し、連絡調整及び意見照会を行い、より一層効果的な計画推進を図ることとする。

図 計画の推進体制

